

全国健康保険協会業績評価シート  
(令和6年度)

Ⅱ. 船員保険

## 目次

### 1. 基盤的保険者機能

①	健全な財政運営の確保	5
②	正確かつ迅速な業務の実施	14
③	適正な保険給付の確保	17
④	効果的なレセプト点検の推進	20
⑤	債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	24
⑥	D X（デジタルトランスフォーメーション）の推進	28
⑦	制度の利用促進	39
⑧	福祉事業の効果的な実施	41
⑨	サービス向上のための取組	47

### 2. 戦略的保険者機能

①	i) 特定健康診査等の推進	49
	ii) 特定保健指導の実施率の向上	59
	iii) 加入者の健康意識向上に対する支援	63
	iv) 加入者の禁煙に対する援	67
	v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	70
	vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	78
②	ジェネリック医薬品の使用促進	84
③	情報提供・広報の充実	89
④	調査・研究の推進	96

## 令和6年度 業績評価自己評価一覧表

### II. 船員保険 1. 基盤的保険者機能

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
①健全な財政運営の確保	高		定性	B	B
②正確かつ迅速な業務の実施		高	定性	A	A
③適正な保険給付の確保			定性	B	C
④効果的なレセプト点検の推進			定量	B	A
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化		高	定量	B	C
⑥DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	高	高	定性	A	—
⑦制度の利用促進			定量	C	B
⑧福祉事業の効果的な実施	高		定性	B	B
⑨サービス向上のための取組			定性	B	B

### II. 船員保険 2. 戦略的保険者機能

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
① i) 特定健康診査等の推進	高	高	定量	B	C
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	高	高	定量	B	C
① iii) 加入者の健康意識向上に対する支援			定性	B	B
① iv) 加入者の禁煙に対する支援	高		定量	C	B
① v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援			定性	B	B
① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	高	高	定量	S	S
②ジェネリック医薬品の使用促進	高	高	定量	A	A
③情報提供・広報の充実			定量	B	C
④調査・研究の推進			定性	B	A

## 【評価方法】

※定量評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

### 【判定基準】

「S」：令和6年度計画を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（対計画値120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

「A」：令和6年度計画を上回る成果が得られていると認められる（対計画値120%以上、又は、対計画値100%以上で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。

「B」：令和6年度計画を達成していると認められる（対計画値100%以上、又は、対計画値80%以上100%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。

「C」：令和6年度計画を下回っており、改善を要する（対計画値80%以上100%未満、又は対計画値80%未満で、かつ目標において困難度が「高」とされている場合）。

「D」：令和6年度計画を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（対計画値80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他必要な措置を講ずることを命じる必要があると認めた場合）。

※定性評価の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

### 【判定基準】

「S」：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を大幅に超えている。

「A」：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

「B」：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く）。

「C」：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く）。

「D」：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む抜本的な業務の見直しが必要。

## 1. 基盤的保険者機能

### ①健全な財政運営の確保

#### 【事業計画】

・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

#### 【重要度：高】

船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

#### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
①健全な財政運営の確保	高		定性	B	B

#### 【自己評価の理由】

- 2025（令和7）年度の保険料率決定に向けて、2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の中期的収支見通しを船員保険協議会へ示し、併せて提出した2025年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論いただいたうえで、保険料率を決定した。
- なお、船員保険協議会へ提出した中期的収支見通しでは、被保険者数、平均標準報酬月額、加入者1人当たり医療給付費、後期高齢者支援金等拠出金について、直近5年間の平均伸び率を用いた従来型の試算（パターン①）に加え、平均標準報酬月額を厳しく見た試算（パターン②）、平均標準報酬月額がパターン①・②の概ね中間となる試算（パターン③）、を作成し提出した。
- 決定した2025年度保険料率については、メールマガジンの配信、船員保険健康アプリを介した通知、日本年金機構から船舶所有者へ送付する納入告知書へのチラシ同封、関係団体の機関誌への掲載など、あらゆる媒体を通じて適切に周知・広報を行った。
- また、2023（令和5）年度の決算状況や事業運営状況等を掲載した「船員保険通信」をすべての被保険者及び船舶所有者に対して送付し情報提供するとともに、ホームページ上で広く情報発信した。

- 以上のように、船員保険協議会の場で複数の試算を提出した上で議論いただき、将来に向かって安定した財政運営を図る観点から保険料率を決定したこと、すべての被保険者及び船舶所有者が手にする「船員保険通信」等により財政状況等に関する情報提供を適切に行ったことから、健全な財政運営について目標水準を満たしているとして、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P16～P24）

2024年11月の船員保険協議会において、被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向に加えて、現行保険料率を据え置いた場合の2025年度の収支見込み及び2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した2025年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論を行いました。

中期的収支見通しでは、平均標準報酬月額の推移について以下のとおり複数の試算を行い、同協議会へ提出しました。

パターン①：直近5年間の平均伸び率を用いた従来型の試算

パターン②：汽船被保険者は伸び率ゼロ、漁船被保険者は直近5年間で最もマイナスの伸びであった伸び率を用いて厳しく見た試算

パターン③：汽船被保険者は直近5年間の平均伸び率の1/2、漁船被保険者は伸び率ゼロを用いた、パターン①・②の概ね中間となる試算

疾病保険料率、災害保健福祉保険料率の試算結果の概要及び2025年度保険料率の方向性は以下の1)、2)のとおりであり、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに現行の保険料率を維持するとの方向性について了承されました。

〔事務局案（疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について）〕

- 単年度収支差の今後の見通しについて、標準報酬月額が堅調に推移した場合には横ばいであるが、厳しい見方をした場合には減少し続ける見通しである。
- 支出については、高齢化による後期高齢者支援金等の増加、医療技術の進歩や高額な新薬の保険適用等により、増加する可能性がある。
- 一方で保険料収入については、国際情勢や経済状況の変化、少子高齢化の進展による船員の人材確保の課題等、業界を取り巻く環境も日々変化しており、今後の推移を予測することは難しい。
- 中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2025年度の保険料率は10.10%（据え置き）に設定することとしたい。

【中期的収支見通し（疾病保険分）パターン①】

(単位:百万円)

区 分		2026年度 (令和8年度)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)
収 入	保 険 料 収 入	37,167	37,374	37,668	38,006	38,418
	国 庫 補 助 等	2,915	2,915	2,915	2,915	2,915
	雑 収 入 等	131	131	132	132	133
	準 備 金 戻 入	0	0	0	0	0
	計	40,213	40,420	40,715	41,054	41,466
支 出	保 険 給 付 費	22,342	22,352	22,407	22,501	22,615
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,812	2,959	3,128	3,289	3,486
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,356	8,498	8,526	8,605	8,640
	退 職 者 給 付 抛 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,090	1,089	1,088	1,087	1,086
計	34,600	34,897	35,148	35,482	35,827	
単 年 度 収 支 差		5,614	5,523	5,566	5,573	5,639
準 備 金 残 高		67,533	73,056	78,622	84,195	89,834
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		357	357	357	357	357

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	54,500人 ▲ 0.9%	54,100人 ▲ 0.8%	53,800人 ▲ 0.6%	53,500人 ▲ 0.5%	53,400人 ▲ 0.3%
加 入 者 数 (対前年伸び率)	105,000人 ▲ 1.5%	103,600人 ▲ 1.4%	102,400人 ▲ 1.1%	101,300人 ▲ 1.1%	100,400人 ▲ 0.9%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	484,000円 1.4%	491,000円 1.4%	498,000円 1.4%	505,000円 1.4%	512,000円 1.4%
汽 船 (対前年伸び率)	497,000円 1.6%	505,000円 1.6%	513,000円 1.6%	521,000円 1.6%	530,000円 1.6%
漁 船 (対前年伸び率)	460,000円 0.7%	463,000円 0.7%	467,000円 0.7%	470,000円 0.7%	473,000円 0.7%
加 入 者 1 人 当 た り 医 療 給 付 費 (対前年伸び率)	179,000円 1.5%	181,000円 1.3%	183,000円 1.3%	186,000円 1.4%	188,000円 1.3%

【中期的収支見通し（疾病保険分）パターン②】

(単位:百万円)

区 分		2026年度 (令和8年度)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)
収 入	保 険 料 収 入	36,462	35,973	35,574	35,221	34,935
	国 庫 補 助 等	2,915	2,915	2,915	2,915	2,915
	雑 収 入 等	129	128	128	127	127
	準 備 金 戻 入	0	0	0	0	0
	計	39,507	39,017	38,617	38,263	37,977
支 出	保 険 給 付 費	22,286	22,241	22,241	22,279	22,338
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,803	2,940	3,098	3,248	3,434
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,204	8,193	8,073	8,003	7,892
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,090	1,089	1,087	1,086	1,085
計	34,383	34,463	34,500	34,617	34,749	
単 年 度 収 支 差		5,124	4,554	4,118	3,647	3,228
準 備 金 残 高		67,044	71,597	75,715	79,362	82,590
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		357	357	357	357	357

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平 均 標 準 報 酬 月 額	475,000円	472,000円	470,000円	468,000円	465,000円
(対前年伸び率)	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 0.5%	▲ 0.5%
汽 船	489,000円	489,000円	489,000円	489,000円	489,000円
(対前年伸び率)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
漁 船	445,000円	434,000円	422,000円	411,000円	401,000円
(対前年伸び率)	▲ 2.6%	▲ 2.6%	▲ 2.6%	▲ 2.6%	▲ 2.6%

【中期的収支見通し（疾病保険分）パターン③】

(単位:百万円)

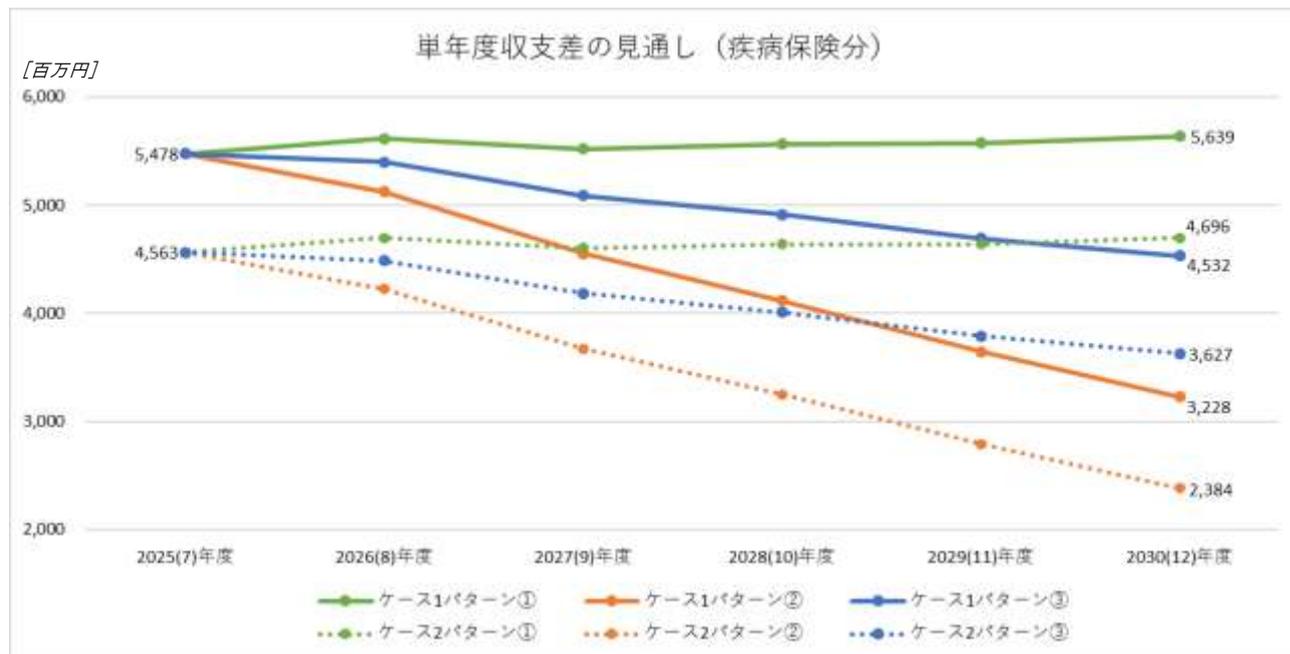
区 分		2026年度 (令和8年度)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)
収 入	保 険 料 収 入	36,866	36,768	36,753	36,778	36,869
	国 庫 補 助 等	2,915	2,915	2,915	2,915	2,915
	雑 収 入 等	130	130	130	130	131
	準 備 金 戻 入	0	0	0	0	0
	計	39,911	39,813	39,798	39,824	39,915
支 出	保 険 給 付 費	22,320	22,308	22,339	22,410	22,501
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,809	2,951	3,116	3,272	3,464
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,296	8,376	8,343	8,359	8,332
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	1,090	1,089	1,088	1,087	1,085
計	34,514	34,723	34,886	35,128	35,383	
単 年 度 収 支 差		5,397	5,090	4,913	4,695	4,532
準 備 金 残 高		67,317	72,407	77,319	82,014	86,547
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		357	357	357	357	357

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	480,000円 0.6%	483,000円 0.6%	486,000円 0.6%	489,000円 0.6%	492,000円 0.6%
汽 船 (対前年伸び率)	493,000円 0.7%	496,000円 0.7%	500,000円 0.7%	503,000円 0.7%	507,000円 0.7%
漁 船 (対前年伸び率)	457,000円 0.0%	457,000円 0.0%	457,000円 0.0%	457,000円 0.0%	457,000円 0.0%

【単年度収支差の今後の見通し】



(補足事項) 推計方法のケース・パターン分けについて

平均標準報酬月額 の伸び率	(ア) 2025年度の見込み 【ケース1】 2023年度までの5年間の平均伸び率を用いて試算 【ケース2】 汽船：ゼロとして試算 漁船：▲2.6%として試算	(イ) 2026年度以降の見込み 【パターン①】 2023年度までの5年間の平均伸び率を用いて試算 【パターン②】 汽船：ゼロとして試算 漁船：▲2.6%として試算 【パターン③】 汽船：+0.7%として試算 漁船：ゼロとして試算
------------------	---	---

[事務局案 (災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について)]

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2025年度の保険料率は現行と同率の1.05%としたい。

【中期的収支見通し (災害保健福祉保険分)】

(単位:百万円)

区 分		2026年度 (令和8年度)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)	2030 (12)
収 入	保 険 料 収 入	3,885	3,913	3,948	3,988	4,034
	国 庫 補 助 等	7	7	7	7	7
	福祉医療機構国庫納付金等	43	36	30	26	22
	雑 収 入 等	18	18	18	18	18
計		3,954	3,974	4,004	4,039	4,081
支 出	保 険 給 付 費	1,489	1,472	1,458	1,447	1,437
	そ の 他	4,209	4,209	4,209	4,209	4,209
計		5,698	5,681	5,668	5,656	5,646
単 年 度 収 支 差		▲ 1,745	▲ 1,708	▲ 1,664	▲ 1,617	▲ 1,566
準 備 金 残 高		14,091	12,383	10,719	9,102	7,536

(注1) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

(基礎係数)

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	56,900人 ▲ 0.6%	56,600人 ▲ 0.5%	56,500人 ▲ 0.3%	56,400人 ▲ 0.2%	56,300人 ▲ 0.1%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	479,000円 1.3%	486,000円 1.3%	492,000円 1.3%	499,000円 1.3%	505,000円 1.3%

2024年11月の船員保険協議会での議論及び政府予算案を踏まえ、2025年度の保険料率案及び収支見込みを作成したところ、2025年度の単年度収支について、疾病保険部門においては約48億円の黒字で準備金残高は約615億円、災害保健福祉保険部門においては約7億円の赤字で準備金残高は約174億円と見込まれる結果となりました。2025年1月の同協議会ではそれらの結果をお示しした上で、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに、現行の保険料率を維持する案について了承されました。

また、被保険者保険料負担軽減措置による控除率については、2025年度まで0.1%ずつ引き下げることであり、被保険者が負担する保険料率は、4.85%（2024年度）から4.95%（2025年度）になります。

### 【収支見込み（疾病保険分）】

		(単位:百万円)			
		R5(2023)年度 (決算)	R6(2024)年度 (R6年12月時点での見込み)	R7(2025)年度 (R6年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 險 料 収 入	33,765	35,506	36,715	●疾病保険料率 10.1% ・被保険者保険料負担軽減分控除後 R5年度9.8% (被保険者負担軽減分0.3%) R6年度9.9% (被保険者負担軽減分0.2%) R7年度10.0% (被保険者負担軽減分0.1%)
	国 庫 補 助 等	2,944	2,948	2,916	
	雑 収 入 等	101	115	140	
	準 備 金 戻 入	1,025	715	366	
	計	37,836	39,285	40,137	
支 出	保 險 給 付 費	20,400	21,765	22,212	【R7年度基礎係数(見込み)】 被保険者数 55,165人(▲0.6%) 標準報酬月額 478,210円(+2.1%) 加入者一人当たり 174,727円 医療給付費 (+3.4%) ※1: 疾病任意継続被保険者を含む。 ※2:( )内は対R6年度見込み比
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,518	3,067	3,034	
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,425	8,074	8,651	
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	-	
	病 床 転 換 支 援 金	0	0	0	
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	60	181	110	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	17	32	32	
	そ の 他 業 務 経 費	29	41	56	
	一 般 管 理 費	540	697	1,097	
	雑 支 出 等	119	120	118	
計	31,109	33,976	35,308		
単 年 度 収 支 差		6,727	5,308	4,828	
準 備 金 残 高		52,411	57,005	61,466	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		1,434	720	355	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		50,977	56,284	61,111	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. R6・R7年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、R7年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【収支見込み（災害保健福祉保険分）】

(単位:百万円)

		R5(2023)年度 (決算)	R6(2024)年度 (R6年12月時点での見込み)	R7(2025)年度 (R6年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 險 料 収 入	3,613	3,767	3,866	●災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助	121	100	14	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	60	65	43	
	雑 収 入 等	2	11	19	
	計	3,796	3,943	3,943	
支 出	保 險 給 付 費	1,684	1,549	1,532	【R7年度基礎係数(見込み)】 被保険者数 57,323人(▲0.39%) 標準報酬月額 473,850円(+2.09%) ※1:疾病任意継続被保険者、独立行政法人等 被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含む。 ※2:( )内は対R6年度見込み比
	保 險 給 付 等 業 務 経 費	29	94	55	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	1	3	3	
	保 健 事 業 経 費	917	1,011	1,251	
	福 祉 事 業 経 費	346	436	509	
	そ の 他 業 務 経 費	19	27	37	
	一 般 管 理 費	991	2,260	1,229	
	雑 支 出 等	10	11	11	
計	3,997	5,392	4,627		
単 年 度 収 支 差		▲ 201	▲ 1,449	▲ 684	
準 備 金 残 高		19,506	18,057	17,373	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. R6・R7年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、R7年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

## ②正確かつ迅速な業務の実施

### 【事業計画】

- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。(情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内)
- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

### 【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの 100%達成に努めている。一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要があり、サービススタンダードの 100%を達成することは、困難度が高い。

### 【自己評価】

令和 6 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 6 年度自己評価	令和 5 年度最終評価
②正確かつ迅速な業務の実施		高	定性	A	A

### 【自己評価の理由】

- 保険証の交付及びサービススタンダードの達成状況については、2 項目を達成した。
  - ・ 保険証の 3 営業日以内の発行 : 100% (達成)
  - ・ サービススタンダードの達成状況 : 100% (達成)
- 給付の申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人への照会や船員保険部の審査医師に対する相談などを行い、職務外の事由による傷病手当金等の給付を正確かつ迅速に実施した。職員数に限りがある中で、2026 (令和 8) 年 1 月のシステム刷新や保険証廃止等に関する追加業務に引続き対応しつつ、日々の申請書受付件数に応じた柔軟な事務処理体制により業務を遂行し、サービススタンダードの達成率を 100%とした。

加えて、厚生労働省からのデータ提供を基に、職務上の事由による休業手当金の給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施した。

- 以上により、困難度を高く設定した目標について、2026年1月のシステム刷新や保険証廃止等に関する追加業務に対応しつつ、限られた職員数において、①保険証の3営業日以内の交付について平均所要日数は2.00日となり、達成率も100%を達成、②サービススタンダードの100%を継続したうえで、平均所要日数6.17日と迅速な給付を実施し、③その他事業計画に記載の事項についても着実に実施したことから、正確かつ迅速な業務の実施について目標水準は満たしているとして、自己評価は「A」とする。

## 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P24）

### i) 保険証の速やかな交付

保険証発行のサービススタンダードについては、船員保険部に必要な情報が届いてから送付までの期間を 3 営業日以内としています。保険証の新規発行を終了した 2024（令和 6）年 12 月 1 日までの年度を通じた達成率は 100%であり、平均所要日数は 2.00 日でした。

### ii) 職務外給付の速やかな支払い

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を 10 営業日以内としています。年度を通じた達成率は 100%であり、平均所要日数は 6.17 日でした。

### iii) 職務上の事由による休業手当金等に関する適切な審査の実施

職務上の事由による休業手当金及び年金給付等の審査に当たっては、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、労災保険の支給状況のデータ提供を受けているところですが、支給されていない期間が一部存在する場合や保険給付費と賃金の調整が行われている場合などは当該データから読み取れません。そこで、適切な保険給付を行うため、このようなケースについては、労働基準監督署への照会を行いました。2024 年度については、休業手当金 115 件、障害・遺族の年金給付等について 51 件の照会を行いました。

また、新たに支給を決定した件数は休業手当金が 688 件、障害・遺族等が 94 件でした。

### ③適正な保険給付の確保

#### 【事業計画】

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。

#### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
③適正な保険給付の確保			定性	B	C

#### 【自己評価の理由】

- 柔道整復施術療養費に関して、これまでの取組により適正な給付が確保できてきていると考え、2024（令和6）年度においてKPIを設定せず定量評価から定性評価に変更したが、引き続き多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1年以上の長期受診となっている申請について、対象の加入者に文書による照会を行った。さらに照会文書に柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを同封する等、分かりやすい広報を行い適正受診の促進を行った。柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上での施術の申請割合は、2023（令和5）年度と同様に1.89%となり、十分に低い率を維持できている。
- 被扶養者資格の再確認を2,248の船舶所有者に対して実施した。本年度はマイナンバーを効果的に活用し、事前スクリーニング（収入要件超過者及び被保険者との別居者など）による対象者の精密な絞り込みを行い、10,979人の被扶養者を確認対象として実施した結果、1,212人の被扶養者について資格要件を満たさないことが判明し、資格の整理を行うことができた。提出率は、船舶所有者の事務負担を軽減した結果92.5%となり2023年度92.0%から0.5%改善した。
- 上記記載のとおり、業績評価検討会の指摘事項も踏まえ、不適切な柔道整復施術療養費の申請及び資格のない方に保険給付を行うことを防ぐ取組を着実に実施している。

- 以上により、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P24～P25）

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の実施

多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1年以上の長期受診となっている申請について、対象の加入者に文書による照会を行いました。

2024（令和6）年度は、512件の照会を行い、2025（令和7）年3月末時点で304件の回答があり、回答率は59.4%でした。

また、文書照会の対象者には柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付する等、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めました。

このような取組を行った結果、柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上 of 施術の申請割合は、2023（令和5）年度と同様に1.89%となりました。

なお、申請総件数は27,914件で2023年度と比べて1,166件減少し、支払総額は約107百万円で2023年度と比べて約4百万円減少しました。

ii) 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化

職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、適用（制度への加入や報酬等）に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2024年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

iii) 被扶養者資格の再確認

扶養者の資格がない方に対する保険給付等を防止するため、2,248の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。2024年度はマイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている場合、又は被保険者と別居していると思われる方、合計10,979人を対象としました。

船舶所有者あてに送付する再確認対象者のリスト及びパンフレットについては、確認方法や記入漏れの多い箇所を明確に記載し、船舶所有者の事務負担を軽減することで提出促進を図りました。

その結果、提出率は92.5%となり、未提出の船舶所有者に対しては翌年度（2025年度）も引き続き提出勧奨を行いました。

なお、この被扶養者資格の再確認により被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は1,212人となりました。

#### ④効果的なレセプト点検の推進

##### 【事業計画】

- ・ レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。
- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を注視し、今後のレセプト点検方法のあり方を検討する。

##### 【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする （※）被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額＝（レセプト点検により査定（減額）した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額）÷被保険者数	183 円	194.4 円	106.2%

##### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
④効果的なレセプト点検の推進			定量	B	A

##### 【自己評価の理由】

- 資格点検エラーで抽出したレセプトのチェック、及び外傷点検対象者へ負傷原因の照会を行った。
- 2024（令和6）年度についても外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう査定率に応じた委託費を支払う契約とした。
- さらに、「原審どおり（支払基金の審査どおり）」の割合を減少させるため、事業者の選定方法を2025（令和7）年1月以降は、再審査総件数に占める査定件数割合等を評価項目とした総合評価落札方式に変更した。
- また、業績評価検討会の指摘事項も踏まえ、内容点検にあたって外部事業者と協議を行い、

高額査定につながる事例を重点的に点検するとともに、両者が合意した査定額を目標として設定したうえで計画的に点検を行い、目標を達成しなかった月については状況をヒアリングし、査定額が向上するよう点検方法を工夫した。

- 以上により、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P25～P26）

### i) 資格点検と外傷点検の推進による医療費適正化

資格点検<sup>1</sup>について資格点検エラーで抽出したレセプトのチェックを 65,911 件、外傷点検<sup>2</sup>について対象者へ負傷原因の照会を 674 件行いました。

### ii) 外部委託による効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、船員保険部において内容点検<sup>3</sup>・資格点検・外傷点検を行っています。

船員保険部が行うレセプト点検のうち、内容点検については外部事業者に委託して実施しています。2024（令和 6）年度についても外部事業者が内容点検査定額<sup>4</sup>向上に積極的に取り組むよう査定率<sup>5</sup>に応じた委託費を支払う契約としました。また、点検に当たっては外部事業者と協議を行い、両者が合意した内容点検査定額を目標額として設定し、計画的に点検を行うよう取組を行いました。目標を達成しなかった月については外部事業者へ状況をヒアリングし、内容点検査定額が向上するよう点検方法を工夫しました。

このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は、2024 年度は 2023（令和 5）年度を約 334 万円下回る約 1,743 万円、査定率は 0.094%（2023 年度より 0.017%ポイント減）、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額<sup>6</sup>は 194.4 円（2023 年度は 226.8 円）と前年度の数値には及ばなかったものの過去 3 年度結果の平均値である K P I（183 円以上）を 11.4 円上回りました。

なお、支払基金 1 次審査の査定率は 0.345%（2023 年度より 0.105%ポイント増）であり、船員保険部の査定率との合計は 0.440%（2023 年度より 0.089%ポイント増）でした。

また、2024 年度の委託費用は約 620 万円（2023 年度より約 153 万円減）であり、内容点検査定額から委託費用を差し引いた内容点検効果額は、約 1,123 万円でした。

### iii) 支払基金改革の進捗を踏まえたレセプト内容点検方法の検討

支払基金では 2021（令和 3）年 9 月審査分から AI によるレセプトの振り分けを実施していますが、支払基金の審査において振り分けられた、「判断の明らかなレセプト<sup>7</sup>」「目視対象レセプト<sup>8</sup>」「目視対象外レセプト<sup>9</sup>」別に再審査請求結果を分析したところ、「目視対象外レセプト」についても査定につながる事例があることがわかっています。そのため、「目視対象レセプト」の点検のみならず、「目視対象外レセプト」に関しても支払基金がチェックできていな

<sup>1</sup> 資格点検とは、加入者の受診時点での受給資格の有無を確認する点検です。

<sup>2</sup> 外傷点検とは、保険診療の対象となった傷病（外傷）の負傷原因を確認する点検です。

<sup>3</sup> 内容点検とは、請求内容等を確認する点検であり、単月点検、突合点検、縦覧点検があります。

<sup>4</sup> 内容点検査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金での査定が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません。

<sup>5</sup> 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています。

<sup>6</sup> 内容点検効果額は、「内容点検査定額-外部委託費用」により算出しています。

<sup>7</sup> 「判断の明らかなレセプト」とは、医学的判断を必要としない基本診療料等（再診料と処方箋料だけで構成等）の組合せからなるレセプトのことです。

<sup>8</sup> 「目視対象レセプト」とは、入院レセプト、コンピュータチェックにより抽出されたレセプト、支払基金 A I により目視対象として振り分けられたレセプト等のことです。

<sup>9</sup> 「目視対象外レセプト」とは、支払基金 A I により振り分けられ人の目を経ずに審査が終了するレセプトのことです。

い事例を把握し重点的に点検する等、より効率的なものとなるよう検討してきました。

また、再審査請求における精度を高め、「原審どおり（支払基金の審査どおり）」の割合を減少させるため、事業者の選定方法を2025（令和7）年1月以降は、再審査総件数に占める査定件数割合等を評価項目とした総合評価落札方式に変更しました。

## ⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

### 【事業計画】

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底し、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。
- ・ 日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、船舶所有者等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

### 【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1 の拡充により、保険者間調整※2 による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

船員保険の債権総額は大きくないため、高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼしてしまう。また、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうため、催告が速やかな納付につながりづらい状況があることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

### 【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	88.8%	90.4%	101.8%
現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	87.6%	84.2%	96.1%
過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	13.7%	6.4%	46.7%

【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化		高	定量	B	C

【自己評価の理由】

- 資格喪失後受診の発生を防止するため、資格喪失日以降2週間以内に保険証未回収者に対する返納催告を実施した。
- 第4四半期において、現年度債権の未納案件に対する催告業務を強化した。通常の催告サイクル（調定日から1か月・3か月・6か月）に加えて、第4四半期に全件催告を実施した。
- 債権回収率向上を目的として、債務者の注意を喚起する視覚的工夫を取り入れた。従来の定型封筒ではなく、目立ちやすいオレンジ色と赤色の定型外封筒を2種類導入し、サイズも通常の郵便物と差別化を図った。
- 高額債務者に対する強制執行手続きにおいて、送達困難案件の解決に積極的に取り組んだ。債務者宛通知の未送達案件について、裁判所の書記官と綿密な調整を行い、休日送達や現地調査等を実施した結果、通常の送達方法では対応困難であった案件の送達を実施することができた。
- 過年度債権の多くが高額債権であり、債務者の一括返納が困難なため分割納付となるケースや納付拒否後、法的手続きに移行するケースなどがあり、過年度債権回収率の目標達成には至らなかった。
- 保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、日本年金機構と連携し、資格喪失届への添付を求める広報を実施した。
- なお、第4四半期の全件催告は、業績評価検討会の指摘事項も踏まえ、実施している。
- 以上により、債権回収率向上に向けた業務改善や全件催告、送達困難案件に対する多角的な取り組みを実施し、進捗を図ることができたが、過年度債権回収率の目標達成には至らなかったことから、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P28～P29）

### i) 保険証回収の強化

資格喪失後の受診を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証を返却されていない方に対して、資格喪失日以降 2 週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知しました。

保険証の回収催告は新規発行が終了する 11 月末まで実施し、2024（令和 6）年度中に資格喪失した方の資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率は 90.4%と、K P I（同回収率 88.8%以上）を達成しました。

保険証の回収について、資格喪失届への添付を求める広報を展開し、引き続き早期回収に努めます。

### ii) 債権の早期回収に向けた取組

船員保険部では、資格喪失後に船員保険を利用した医療費や、交通事故による損害賠償金の保険者負担分等の債権回収業務を実施しています。債権回収業務の推進にあたり、回収までの期間が長期化するほど回収率が低下する傾向にあるため、発生から 6 ヶ月以内の早期回収を目的として、2024 年度は、投函された納付書が見過ごされないよう、債権回収用として色・大きさの異なる 2 種類（オレンジ色・定形外又は赤色・長 3）の封筒を活用しました。

- ・オレンジ色の封筒：債権額が 1 万円以上又は 2024 年度に発生した債権の催告に使用
- ・赤色の封筒：2023（令和 5）年度以前に発生した債権の催告に使用

また、2024 年度に発生した債権のうち未納のものについて、通常の催告サイクル（調定から 1 か月、3 か月後、6 か月後）とは別に、3 月に改めて催告を実施しました。

このような取組を行った結果、現年度に発生した債権の回収率は 84.2%となり、K P I（前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値（87.6%）以上）を概ね達成しました。

過年度に発生した債権については回収率 6.4%となり、K P I（前年度と過去 3 年度の平均実績のいずれか高い値（13.7%）以上）を達成できませんでした。

その主な原因は、高額な債権を回収する際、法的手続きに時間を要することや、債務者の支払能力が乏しい場合、一括での納付が難しく分割納付となること等が挙げられます。

なお、過去に発生した債権については、債務者の住所が不明となっているケースがあり、高額債務者については住民票請求により転居先の住所を確認しつつ、催告を実施しています。今後も法的手続きを実施する等、協会の債権管理・回収業務をより効果的に実施していきます。

## 【債権の内訳】

【単位：百万円】

		2021年度末		2022年度末		2023年度末		2024年度末	
		金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4
現年度	調定	75	80.3%	104	67.5%	96	87.6%	92	84.2%
	収納額等	60		70		84		78	
	収納額	60		70		81		76	
	欠損額※3	0		0		3		1	
	残額	15		34		11		14	
過年度 ※1	調定	77	9.0%	75	16.0%	92	13.7%	89	6.4%
	収納額等	15		13		15		11	
	収納額	6		12		12		5	
	欠損額※3	9		2		2		6	
	残額	62		62		77		78	
承継 ※2	調定	50	1.8%	50	1.8%	49	1.8%	46	1.6%
	収納額等	1		1		2		1	
	収納額	1		1		1		1	
	欠損額※3	0		0		1		0	
	残額	50		49		46		46	
合計	調定	202		229		237		227	
	収納額等	76		85		102		89	
	収納額	67		83		95		82	
	欠損額※3	9		2		7		7	
	残額	126		144		136		138	

※1「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残額が当年度に繰越された債権です。  
 ※2「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。  
 ※3「欠損」は、債務者の破産や不在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。  
 ※4収納率は、 $\text{収納額} \div (\text{調定額} - \text{欠損額})$ により算出しています。

## ⑥DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

### 【事業計画】

#### i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・船舶所有者に周知する。
- ・ 2023 年 1 月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。
- ・ マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。

#### ii) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応

- ・ マイナンバーカードと保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの保険証利用を推進するとともに、船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。

#### iii) 電子申請等の導入

- ・ 2025 年度中の電子申請等の導入に向けて、2023 年度中に行った要件定義に基づき、システム開発を進める。

### 【重要度：高】

オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・船舶所有者の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

### 【困難度：高】

マイナンバーカードと保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、新たな業務フローの検討や必要なシステムの改修を、細部の設計を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

### 【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
令和 6 年 11 月時点のマイナ保険証の利用率を 50% 以上とする	50%	18%	36%

## 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
⑥DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	高	高	定性	A	—

※本事業は定量的指標により判定することは不合理と考えられるため、評価の基準2.（1）④による定性的な指標により評価。

## 【自己評価の理由】

### i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

- 2024（令和6）年12月2日以降、保険証の新規発行が終了し、保険証の利用登録されたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」）によるオンライン資格確認が原則となることから、マイナ保険証制度全般やメリット等についてあらゆる機会を通じて、船舶所有者・加入者に対して周知広報を実施した。
- オンライン資格確認等システムへの迅速かつ正確なデータ登録のため、新規で登録された資格情報と住民基本台帳情報との突合が2024年5月に開始され、協会における突合の結果、マイナンバーの確認が必要となった加入者については、速やかに船舶所有者等に確認を行い、制度の円滑な運用に努めた。
- 電子処方箋については、2023（令和5）年1月26日から全国で運用が開始されたものの、運用開始当初は導入施設が少なく、また認知度も低かった。そのため、日本年金機構から船舶所有者に送付する納入告知書に電子処方箋の制度概要を記載したチラシを同封したほか、メールマガジンを活用して周知啓発を行った。

### ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

- 2024年3月時点の船員保険のマイナ保険証利用率<sup>10</sup>は3.7%（国全体は4.91%）と非常に低迷している状況であったが、厚生労働省保険局長通知「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」（2024年1月24日保発0124第5号）により、後期高齢者支援金の加算・減算制度で2024年11月時点の利用率が50%を超えた場合に加算対象となることを参考に、医療保険者にマイナ保険証利用率目標の設定等が求められたことを踏まえ、船員保険のKPIとして2024年11月末時点でのマイナ保険証利用率目標50%を設定した。
- そうしたことから、マイナ保険証制度全般やマイナ保険証の利便性・利活用、従来の保険証の新規発行終了後の取扱い、資格確認書の説明、保険証以外での医療機関等の受診方法及びQ&A等を掲載した「マイナ保険証のはなし」を作成し、2024年8月に船舶所有者及び被

<sup>10</sup> マイナ保険証利用率＝外来におけるマイナ保険証利用人数／外来レセプト件数

保険者へ送付したほか、以下の周知広報を実施した。

- ・ホームページ内の広報特設ページでの情報発信（2023年10月以降継続）
- ・メールマガジンの配信（2023年11月以降継続）
- ・保険証発送時に広報チラシを同封（2024年4月以降継続）
- ・関係機関や新規適用船舶所有者へ配付する情報冊子「令和6年度版船員保険のご案内」への広報の掲載（2024年4月）
- ・船員保険加入者が目にする機会が多い専門紙（日本海事新聞・水産経済新聞）への広告の掲載（2024年5月以降継続）
- ・すべての船舶所有者と被保険者を対象に送付した情報冊子「船員保険通信」への広報の掲載（2024年8月）
- ・船舶所有者（事務担当者）を対象に開催したオンライン事務説明会内での説明（2024年8月）
- ・船員保険部から発送する郵便物に使用する業務用封筒への広報の掲載（2024年9月以降継続）
- ・日本年金機構から船舶所有者に送付される保険料納入告知書に同封するチラシ「船員保険丸」内への広報の掲載（2024年11月）
- ・資格取得届の提出があった船舶所有者に対し、「資格情報のお知らせ」にマイナ保険証、資格確認書に関するチラシを同封して送付（2024年11月以降継続）
- ・従来の保険証が発行されマイナ保険証の利用登録がない加入者に対し、マイナ保険証登録案内はがきを送付（2025（令和7）年3月）
- ・関係省庁や船員の関係する団体等に対してマイナ保険証の広報依頼（毎月）

【資格情報のお知らせ同封チラシ】

保険証は2024年12月2日に新規発行が終了  
 医療機関の受診は  
**マイナ保険証**で  
 今から使おう！マイナ保険証 なにが変わったの？

**マイナ保険証**  
 船員保険

**1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！**  
 マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも既往歴や薬剤・検査情報が医師と共有でき、より適切な医療が受けられます。

従来の診療では  
 病院の先生  
 オンライン資格確認なら  
 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療（処方）が可能となります  
 医師の声 Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？  
 A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療（処方）が可能となります  
 医師が診療する際、患者さんの既往歴や検査結果を共有していただくことで、より適切な診断や治療が可能になります。また、患者さんの健康状態を把握し、適切な治療や予防医療を提供することができます。

**2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！**  
 マイナ保険証で受診すると、医療機関で支払いがなくても、本人が用意すれば高額療養費限度額を超えた医療費の支払いが不要になります。船員保険への申請も必要ありません。

従来の診療では  
 高額療養費の申請  
 オンライン資格確認なら  
 申請しなくても窓口での支払いが軽減されました  
 患者の声 Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？  
 A 申請しなくても窓口での支払いが軽減されました  
 高額療養費の申請が不要になりました。また、医療機関で支払いがなくても、本人が用意すれば高額療養費限度額を超えた医療費の支払いが不要になります。

マイナ保険証の利用登録は、各の二次利用センターからご確認ください。  
 船員保険協会 船員保険

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ  
 2024.12

マイナ保険証をお持ちでない方の  
**資格確認書の手続きを忘れていませんか？**

12月2日に従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移りました。  
 マイナ保険証への切り替えがまだお済みでない方は、保険診療を受ける際に「資格確認書」が必要なため、以下の方法で入手いただくようお願いいたします。  
 (保険証をお持ちの方、令和7年12月1日まで引換請求ご利用いただけます)

**資格確認書の入手方法**

資格取得届や被扶養者異動届の「資格確認書発行要否欄」に印をするこ  
 で数日で発行されます。

1 資格取得届に  
 する

2 交付申請書を  
 郵送する

「資格確認書交付申請書」を船員保険部へ提出いただく。資格確認書が発行されます。  
 (交付申請書は船員保険のホームページよりダウンロードできます。)  
 ※資格確認書交付申請書には船員保険の印が必要となります。

有期期間満了、退職、死亡、資格確認書に、資格喪失届、喪失届を提出し、マイナ保険証へ切り替えて資格確認書が不要になった場合は、船員保険部へ連絡・ご依頼ください。  
 (有期期間が切れた際は、ご自分で変更いただく必要があります。)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、  
 便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

政府広報 マイナ保険証

マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等に関することは  
**0570-015-369** 平日9:30～17:15 土日祝日休  
 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル まで

全国健康保険協会 船員保険  
 〒102-8016 東京都千代田区船橋土両2-2-2 スターブイビルディング4F

【マイナ保険証利用登録案内はがき】

**マイナ保険証登録の準備ができています！**

様は  
 マイナンバーカードを保険証(マイナ保険証)として、利用登録する準備が整っています。  
 マイナ保険証があれば、より便利に医療を受けることができますので、ぜひ利用登録をいただくようお願いいたします。

船員保険イメージキャラクター  
 かめつば

**【マイナ保険証の利用登録ができる資格情報】**

	(記号)	(番号)	(枝番)
記号・番号・枝番			
氏名(漢字)			
氏名(カナ)			
生年月日			
資格取得年月日 又は 被扶養者認定年月日			

●船員保険がマイナンバーの情報を医療保険者等向け中間サーバーに登録したことで、ご本人がマイナ保険証の利用登録ができるようになりました。  
 ●このご案内は令和7年2月1日時点の中間サーバーの情報がマイナ保険証の利用登録がない方を対象として作成しています。すでに利用登録をしている場合は行き違いのためご首肯願います。

**マイナ保険証の利用登録方法**

マイナンバーカードを保険証として利用する際は、「医療機関や薬局のカードリーダー」やスマートフォンで「マイナポータル」へアクセスして登録することができます。

マイナンバーカードの  
 健康保険証利用方法  
 (厚生労働省)

マイポータル

〇△情報発信

**Q マイナ保険証を利用しない場合は？**  
**A 船員保険が発行する資格確認書をご利用ください。**

マイナ保険証をご利用されていない方を対象に、**令和7年6月**から**9月**に順次「船員保険資格確認書」をお送りします(※)。お手元の保険証は、令和7年12月2日以降、利用できなくなるため、「資格確認書」で医療機関等を受診いただくようお願いいたします。(※)すでに資格確認書が発行されている方を除きます。

保険証を紛失、破損した場合等で、資格確認書がすぐに必要な場合は、交付申請書を船舶所有者経由で(疾病任意継続加入の方は直接)船員保険部へ提出いただくことで資格確認書が交付されます。

**各種お問い合わせ先**

マイナンバー総合フリーダイヤル  
**0120-95-0178**  
 平日9時30分～20時 土日祝日9時30分～17時30分

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル  
 マイナ保険証、資格確認書等に関する  
**0570-015-369**  
 平日8時30分～17時15分(土日祝日休)

- 広報の結果、2024年11月時点でのマイナ保険証利用率は18%（国全体19.74%）となり、同年3月から14ポイント以上向上したが、KPIである50%は達成できなかった。同年12月以降も継続して、マイナ保険証の周知広報を積極的に実施し、2025年3月時点での利用率は29.2%であった。
- 2024年12月2日より保険証の新規発行が終了し、保険証として利用登録したマイナ保険証により医療機関等を受診することを基本とした仕組みに移行することから、加入者が自身の資格を簡易に把握して円滑な船員保険の諸手続きを可能とともに、オンライン資格確認等システムへのデータ登録完了をお知らせするため、2024年10月～2025年3月に全加入者に「資格情報のお知らせ」を送付した。
- 「資格情報のお知らせ」送付については、2023年12月27日に国からの各医療保険者に運用方法の詳細が示されたが、その目的から、2024年12月2日以前に、全加入者への送付を行う必要があり、確実に送付できるよう早急に準備を進める必要があった。  
また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等向け中間サーバーに正確な加入者情報の登録を行う必要があり、加入者が安心してマイナ保険証を利用できるよう、「資格情報のお知らせ」の送付の際に協会が把握しているマイナンバーの下4桁を記載し、加入者に確認をお願いした。
- 2024年12月2日以降は、協会に新たに加入された者のうち、マイナ保険証を保有していないため、資格確認書が必要であるとの申し出があった方に、資格確認書を発行しており、従来の保険証の発行と同様に、日本年金機構から加入データを受領後3営業日以内に資格確認書を発行している。また、資格取得（扶養認定）時に資格確認書が必要である旨の申し出がなかった方であっても、協会においてマイナ保険証を保有していないことを確認した場合には、後日、職権で資格確認書を発行している。
- 制度改正前から加入されている加入者のうち、マイナ保険証を保有していない方へは、発行済みの保険証が利用できる期間が終了する2025年12月1日までに資格確認書を発行することとしているが、マイナ保険証の利用登録ができること及び利用登録を行わない場合には申請なしで資格確認書が発行されることを対象者に周知するため、2025年3月にご自宅へ案内を送付した。
- 「資格情報のお知らせ」の送付を契機として、加入者からのマイナ保険証やオンライン資格確認などのお問い合わせに対応するため、2024年9月からマイナンバー専用コールセンターを設置した。また、外国人船員がいることを踏まえ、22ヶ国語でのお問い合わせに対応可能とした。

- マイナ保険証の利用促進は、保険者による取組のみならず、国において率先して不安の解消に努め、集中的な周知啓発を行う必要があるとともに、実際に資格確認を行う医療機関や薬局の窓口において、マイナ保険証の利用を促す積極的な声掛けを行うことが患者さんに一番届く働きかけであることから、医療現場での普及を強化したりするなどの取組が重要である。マイナ保険証に別人の情報が誤って紐付けられていた事例が相次ぎ、医療機関で他人の医療情報や薬剤情報が閲覧されるなどにより、国民のマイナ保険証に対する個人情報への不安や制度への不信感の払拭は容易ではなかった。
- 協会としてもあらゆる手段を活用して周知広報を実施し、2024年11月時点のマイナ保険証利用率（18%）は国全体の利用率（19.74%）に比べてやや低いが、上記の通り、国民のマイナ保険証に対する個人情報への不安や制度への不信感の払拭は容易ではなく、マイナ保険証をお持ちの方も保険証により医療機関等を受診することが可能であり、同年12月以降も経過措置期間により既存加入者については継続して保険証を使用し続けられることを踏まえると、本事業を定量的指標のみで判定することは不合理と考えられるため、評価の基準2.（1）④による定性的指標で評価いただきたい。
- 加えて、2024年2月時点の国全体のマイナンバーカード保有率は78.0%、マイナ保険証の登録率は65.9%であり、まだマイナ保険証を利用できる状況にある人を増やす必要がある一方、同年11月まではマイナ保険証をお持ちの方も保険証により医療機関等を受診することが可能であり、同年12月以降も、保険証の新規発行は行わなくなったが、経過措置期間により既存加入者については継続して保険証を使用し続けられるため、そうした状況で加入者の行動変容をもたらすことは非常に困難であった。

### iii) 電子申請等の導入

- 電子申請の導入について、2023年中に行った要件定義に基づき、厚生労働省及びデジタル庁との連携を密にしながらシステム開発を進めた。
- 以上により、2024年12月2日の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証により医療機関等を受診することを基本とした仕組みへの移行に向けて、加入者が継続して保険診療や給付を円滑に受けられるよう、非常に短い準備期間で「資格情報のお知らせ」を送付したことや「資格確認書」の新規発行及び職権発行等制度変更に迅速かつ正確に対応したこと等により円滑に制度移行することができた。また、マイナ保険証の利用促進について、国からの示唆を踏まえて非常に難易度の高いKPIを設定するとともに、保険者のみならず、国・医療関係者と一体となった取組が必要である中で、あらゆる機会を通じて積極的な広報を行い、2024年11月時点の利用率（18%）は国全体の利用率（19.74%）と比べやや低いが、それ以降も継続して周知を行い、2025年3月時点での利用率は29.2%まで向上したことに加え、マイナンバーカードと保険証の一体化について準備期間少ない中で確実かつ丁寧に対応したこと、陸上にいる機会が限定される船員労働の特殊性も考慮し自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P29～P33）

#### i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

##### ①オンライン資格確認等システムに関する周知広報の実施

2024（令和6）年12月2日の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」の施行に伴い、保険証の新規発行が終了し、保険証の利用登録されたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）によるオンライン資格確認が原則となりました。

しかしながらマイナンバーが登録されていない場合や、資格情報とマイナンバー情報に相違等がある場合は、当該加入者は保険医療機関等の受診時においてオンライン資格確認等システムを利用することができません。

オンライン資格確認等システムへの迅速かつ正確なデータ登録のため、新規で登録された資格情報と住民基本台帳情報との突合が2024年5月に開始されました。協会における突合の結果、マイナンバーの確認が必要となった加入者については、速やかに船舶所有者等に確認を行い、制度の円滑な運用に努めました。

マイナ保険証は、健康・医療データに基づくより良い医療を受けられるようになるほか、今後推進している医療DXのパスポートとなることから、上述のマイナンバーに係る正確なデータ登録に加えて、マイナ保険証制度全般やマイナ保険証の利便性について周知広報を行いました。

##### ②電子処方箋の周知広報の実施

2023（令和5）年1月より運用が開始された電子処方箋の普及は、医療DXの柱の一つであり、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供につながることから、加入者及び船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、メールマガジンや船舶所有者向けの広報チラシにて電子処方箋の制度概要等について周知広報を行いました。

#### ii) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応

2024年12月2日より保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証により医療機関等を受診することを基本とした仕組みに移行することから、加入者資格を簡易に把握して円滑な船員保険の諸手続きを可能とするため、2024年10月～2025年3月に全加入者に「資格情報のお知らせ」を送付しました。

また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等向け中間サーバーへ正確な加入者情報の登録を行う必要があり、情報の正確性を担保するため、「資格情報のお知らせ」の送付の際に協会で把握しているマイナンバーの下4桁を記載し、加入者に確認をお願いしました。

一方、マイナ保険証移行の制度改正（2024年12月2日）以降に協会に加入された加入者のうち、マイナ保険証を保有していない等のため、資格確認書が必要であるとの申し出があった方へは、従来の保険証と同様に、日本年金機構から加入データを受領後3営業日以内に資格確認書を発行しています。なお、資格取得（扶養認定）時に資格確認書が必要である旨の申

し出がなかった方であっても、協会においてマイナ保険証の利用登録がないことを確認できた場合等は、後日、申請なしで資格確認書を発行しています。

また、制度改正前から加入されている加入者のうち、マイナ保険証を保有していない方へは、発行済みの保険証が利用できる期間が終了する2025年12月1日までに資格確認書を発行することとしていますが、マイナ保険証の利用登録ができること及び利用登録を行わない場合には申請なしで資格確認書が発行されることを対象者に周知するため、2025年3月にご自宅へ案内を送付しました。

「資格情報のお知らせ」の送付を契機として、加入者からマイナ保険証やオンライン資格確認などのお問い合わせに対応するため、2024年9月からマイナンバー専用コールセンターを設置しました。また、外国人船員がいることを踏まえ、22ヶ国語の対応も可能としました。

マイナ保険証の利用促進については、厚生労働省保険局長通知「マイナ保険証の利用促進に向けたさらなる取組へのご協力のお願について」（2024年1月24日保発0124第5号）により、2024年11月末のマイナ保険証利用率目標が設定されるとともに、あらゆる機会を通じたマイナ保険証利用勧奨を実施することとされました。これを踏まえ、協会においては、KPIとして利用率目標を50%（2024年11月末時点）に設定するとともに、マイナ保険証制度全般やマイナ保険証の利便性・利活用、従来の保険証の新規発行終了後の取扱い、資格確認書の説明、保険証以外での医療機関等の受診方法及びQ&A等を掲載した「マイナ保険証のはなし」を作成し2024年8月に船舶所有者及び被保険者へ送付したほか、以下の周知広報を実施しました。

- ・ホームページ内の広報特設ページでの情報発信（2023年10月以降継続）
- ・メールマガジンの配信（2023年11月以降継続）
- ・保険証発送時に広報チラシを同封（2024年4月以降継続）
- ・関係機関や新規適用船舶所有者へ配付する情報冊子「令和6年度版船員保険のご案内」への広報の掲載（2024年4月）
- ・船員保険加入者が目にする機会が多い専門紙（日本海事新聞・水産経済新聞）への広告の掲載（2024年5月以降継続）
- ・すべての船舶所有者と被保険者を対象に送付した情報冊子「船員保険通信」への広報の掲載（2024年8月）
- ・船舶所有者（事務担当者）を対象に開催したオンライン事務説明会内での説明（2024年8月）
- ・船員保険部から発送する郵便物に使用する業務用封筒への広報の掲載（2024年9月以降継続）
- ・日本年金機構から船舶所有者に送付される保険料納入告知書に同封するチラシ「船員保険丸」内への広報の掲載（2024年11月）
- ・関係省庁や船員の関係する団体等に対してマイナ保険証の広報依頼（毎月）

上記の取組を通じてマイナ保険証の利用について周知・広報を実施しましたが、2024年11月末時点でのマイナ保険証利用率は18%であり、KPIである50%には達しませんでした。

マイナ保険証及び資格確認書の周知広報について、引き続き注力して実施するとともに、必要な方に対して速やかに資格確認書を発行する等、今後も制度の円滑な運用に努めます。



### iii) 電子申請等の導入

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）等に基づく電子申請システムの導入や公金受取口座支払への対応を推進するため、2026（令和8）年1月の導入に向け2024年度から設計・開発・テストを実施し、計画とおり進めました。

## ⑦制度の利用促進

### 【事業計画】

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

### 【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	84.1%	81.7%	97.1%
職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	84.7%	87.0%	102.7%

### 【自己評価】

令和 6 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 6 年度自己評価	令和 5 年度最終評価
⑦制度の利用促進			定量	C	B

### 【自己評価の理由】

- 高額療養費の申請勧奨に関しては、一度の勧奨のみではなく、四半期ごとに未提出者に対する再勧奨を実施するも、目標達成には至らなかった。
- 職務上の上乗せ給付等の申請勧奨に関しては、高額療養費と同様に一度の勧奨のみではなく、未提出者に対する再勧奨を実施し、前年度を 2.3%上回る 87.0%の提出率となった。
- 以上により、達成状況を判断基準に照らし合わせ、自己評価は「C」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P33～P34）

### i) 高額療養費の申請勧奨

高額療養費は、医療機関窓口での自己負担額が高額となった場合、申請により、一定額を超えた額について後日お支払いする制度です。

船員保険部では、申請漏れを防止するため、あらかじめ必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する取組（ターンアラウンド通知）を行っています。2024（令和6）年度は、合計で2,012件送付し、ターンアラウンド通知後に申請がない被保険者に対して再度文書による提出勧奨を行いました。

このような取組を行ったものの、2025（令和7）年3月末時点での提出件数は1,643件、提出率は2023（令和5）年度より2.4%ポイント低い81.7%となりKPI（高額療養費の勧奨に占める申請割合84.1%以上）を達成できませんでしたが、初めてKPIとして設定した2020（令和2）年度から2023年度までの平均81.7%と同水準となっています。

### ii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

休業手当金、障害年金、遺族年金等の職務上上乗せ給付については、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び付加特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

あわせて、前年度に引き続き、全ての種類の給付について未提出者に対する再勧奨を実施しました。さらに、2024年度は、複数の未提出者（現存者に限る）が存在する船舶所有者宛に電話連絡を行い、休業手当金の制度説明と提出依頼を行いました。

このような取組を行った結果、職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2023年度を2.3%ポイント上回る87.0%となり、KPI（職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合84.7%以上）を達成しました。

### iii) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について利用される方がいます。2024年度に受け付けた申請7,828件中、対象外により不承認とした申請は103件となっています。

また、制度の適正利用について船員保険部で審査するため、船舶所有者が証明した療養補償証明書を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出いただいていないケースが多く見受けられます。船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への催促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。2024年度は被保険者に709件の催促、船舶所有者に556件の確認、医療機関等に418件の確認を行いました。

療養補償証明書の適正利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌等を通じて周知し、適正利用の強化を図りました。

## ⑧福祉事業の効果的な実施

### 【事業計画】

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の上昇のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

### 【重要度：高】

無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。

### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
⑧福祉事業の効果的な実施	高		定性	B	B

### 【自己評価の理由】

- 2024（令和6）年7月16日付で船舶への収載医薬品に関する国土交通省の告示（削除事項は2024年7月16日施行、追加・変更事項は2024年10月1日施行）が行われ、告示後から年度末までの非常に厳しいスケジュールの中で、10年ぶりとなる無線医療助言通信ハンドブックの全面改訂及び本事業の手続き方法や重要性を分かりやすく伝える動画2本（利用者向け、医療従事者向け）の作成を実施した。無線医療助言事業は、ILO条約（2006年の海上の労働に関する条約）に基づく国際的責務を伴う事業であり、海上で勤務する船員の生命・健康確保において極めて重要度の高い事業である。船員保険協議会においても、事業の確実な実施と更なる推進に向けた取組について、常々意見をいただいております。今般作成した動画やハンドブックによる理解度の向上や利用促進を図る取組みは、船舶所有者や船員、そのご家族の期待に応える具体的な成果である。
- 動画作成においては、船会社を直接訪問し、現場の状況やニーズをヒアリングするとと

もに、契約医療機関2機関において事例の収集と医師側の要望の聞き取りを行い、要請側と助言側の双方の視点を統合した。また、利用者に分かりやすい内容とするため、船内設備や労働環境、船舶衛生管理者の知識と対処能力について理解を深め、救急処置の説明では、船舶衛生管理者講習で習得する内容や言い回しと完全に一致する内容とし、船内での緊急時の動きなどについても現場の実態を正確に反映した内容とした。撮影においては、気候の影響を受けるシビアな入港スケジュールに対応するため、関係者間で入念な準備を重ねた。船舶の入港が決定したのは撮影1週間前となったが、滞りなく実施できた。

- 2025（令和7）年3月の船員保険協議会において利用者向けの動画について上映したところ、高い評価をいただくことができた。また、契約医療機関からも「船員労働の特殊性や船舶内の労働環境について詳しく解説されており、院内研修や人事異動で新たに着任した医師への事業概要説明の際に活用できる」と高い評価を得ることができた。
- 無線医療助言通信ハンドブックは10年ぶりの全面改訂であり、実際に無線医療助言事業に携わっている医師に監修をお願いし、言い回しの現代化や医学的な知見から内容の正確性を担保するために記述内容について何度も指導受け作成した。また、国土交通省には、改正告示との整合性等を入念にチェックいただき、監修医師の指導も合わせて、代替医薬品等の記述の修正を行った。
- 完成したハンドブックの配布を全ての船舶所有者（4,006社）へ実施した。その後、船舶所有者48社より追加の提供依頼があり、294冊の追加配布を行った。

#### ※主な関係機関

国土交通省海事局、全日本海員組合、外航船員医療事業団、船員災害防止協会、日本水難救済会、海技振興センター、海技教育機構、船員保険会、海外まき網漁業協会、日本海員掖済会、JCHO 本部、JCHO 東京高輪病院、JCHO 横浜保土ヶ谷中央病院

- 2024年9月の無線医療助言事業のシステム機器に係るOSのサポート終了に伴い、契約医療機関と改修にむけた意見交換を行い、5年ぶりとなる無線医療支援システムの刷新（2024年10月）を実施した。
- 公益社団法人日本水難救済会に委託している洋上救急医療援護事業については、2024年7月1日より、従来の医師、看護師に加えて医療機関勤務の救急救命士を出動対象者として追加し、出動可能人材の量的拡大を図った。2024年11月の洋上救急訓練に救急救命士の参加が始まり、この訓練の成果を受けて、2025年5月から救急救命士を洋上の現場に派遣することが可能となった。
- 一般財団法人船員保険会に委託している保養事業において、鳴子保養所は、2024年7月の

自然災害により陸羽東線が寸断され復旧の目途が立っていないため宿泊数の回復には至っていないが、焼津保養所と箱根保養所については新型コロナウイルスの行動制限以前の水準まで復調している。また、インターネットを利用した宿泊補助申請サービス終了後、旅行代理店での申請が減少したことを受け、新たに1社追加し、旅行代理店の強化を図るとともに、インターネット申請サービスの再開にむけて検討を進めている。

- 以上により、直ちに港へ寄港できない船員にとって命綱となる無線医療助言事業について24時間365日の運営を維持しながら、同時並行で無線医療助言通信ハンドブックの全面改訂や動画の制作、システム更改を実施し、事業の推進に大きく寄与した。また、洋上救急医療援護事業についても、出動対象者に救急救命士を追加することで、より円滑な対応が可能となり、船員の生命と健康を守るための抜本的な基盤強化を図ることができたことから、福祉事業の実施について多くの成果を残し、今後の事業の効果的な推進に寄与できたことを鑑み、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P35～P37）

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（東京高輪病院及び横浜保土ヶ谷中央病院）に委託しています。無線医療助言事業は陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を確実に果たしていくことが必要で、関係者からもニーズが高い事業です。

無線医療助言事業において、適切な助言を行うためには事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことに加え、船舶の衛生管理者等に無線医療の利用方法等について知識を深めていただくことが重要です。そのため、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性や、無線医療を利用する際の注意事項をまとめた動画を作成し、委託先の2病院への提供とインターネット上の動画共有サービス（YouTube）での公開を2025（令和7）年2月に行い、船舶所有者の希望に応じ、動画を収録したDVDの配布を行いました。

また、2024（令和6）年10月に船舶に備え付ける医薬品（船員保険法施行規則第53条1項）が変更されたため、無線医療助言通信ハンドブックを改訂し、すべての船舶所有者へ2025年2月に配布したことに加え、ハンドブックの英語版を船員保険のホームページに日本語版とあわせて掲載しました。

加えて、委託先の2病院で使用する無線医療助言システムは、OSのサポート終了に伴う更新が必要であったため、2024年8月に機器及びソフトウェアの更改を行い、2024年10月より新システムを稼働することで、無線医療助言事業の円滑な運用に努めました。

洋上救急医療援護事業については、引き続き公益社団法人日本水難救済会に委託し、着実に実施しました。

## 【無線医療に係る動画DVD、ハンドブック】



### ii) 保養事業の利用促進

保養施設利用補助及び契約保養施設利用補助については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しました。

2024年度は、保養施設の利用について、鳴子保養所近辺の土砂崩れの影響で宿泊数が減少し、また、吉野建設株式会社との契約が7月に終了したため、入浴利用数についても減少しました。

また、旅行代理店を活用した保養施設利用について、委託先が提供する「法人向けインターネット契約保養所」が2024年3月にサービスを終了（宿泊予約は2024年5月まで）したため、利用宿泊数が減少しました。そのため、2024年7月に新たな旅行代理店の公募を行い、旅行代理店を1社追加し、2024年12月より電話による申し込み受付を開始しましたが、法人向けインターネット契約保養所サービス終了以前の利用者数までの回復には至りませんでした。

この状況を改善すべく、利用者のニーズに応えるため、宿泊予約と宿泊補助申請がインターネット上で完結できる事業者の調達について検討を開始いたしました。引き続き、被保険者及びそのご家族の疲労回復や静養、団らんの場を提供するといった福祉の増進に注力していきます。

**【福祉事業の実績】**

		2022 年度	2023 年度	2024 年度	前年度比	
無線医療助言事業（助言数）		558	499	436	▲63	
東京高輪病院		360	332	302	▲30	
横浜保土ヶ谷中央病院		198	167	134	▲33	
洋上救急医療援護事業						
	出動件数	14	19	20	1	
保 養 事 業	保養施設利用補助	利用宿泊数	9,916	9,445	9,199	▲246
		入浴利用数※	12,805	11,911	6,009	▲5,902
	契約保養施設利用補助	利用宿泊数	1,666	1,779	1,480	▲299
	旅行代理店を活用した保 養施設利用補助	利用者数	1,297	1,889	823	▲1,066
利用宿泊数		1,749	2,715	1,244	▲1,471	

※ 船員保険福祉センター（みのたにグリーンスポーツホテル）については、2024年7月31日をもって契約終了となったため、2024年6月分までの入浴利用数を集計しています。

## ⑨サービス向上のための取組

### 【事業計画】

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。

### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
⑨サービス向上のための取組			定性	B	B

### 【自己評価の理由】

- 加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、お客様満足度調査アンケートを実施した。お客様満足度に関して、これまでの取組により高い満足度を維持できていると考え、2024（令和6）年度においてKPIを設定せず定量評価から定性評価に変更した。引き続きアンケートは毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の役職員で構成するサービス向上委員会において業務改善等について議論した。また、いただいたご意見や集計結果、サービス向上委員会内で出た意見については、船員保険部内全体へ周知し、情報を共有した。なお、調査対象者全体の満足度は4.42点（5点満点）となり、十分に高い水準を維持できている。
- 2024年12月には保険証の新規発行が終了するという制度変更があり、関連するお問い合わせを数多くいただいたが、各職員が必要な知識を得た上で正確に対応することにより、適切なお案内をするとともに不安払しょくにもつなげた。
- 満足度が満点でなかった理由の問いにおいては、電話対応と回答した方が全体の1.7%と低く、不満を感じる方が少ないという結果であった。船員保険部は加入者が全国各地に点在しており、直接窓口に来られる方が少ないことから、電話対応が満足度に直結しやすい傾向にあるが、各職員が丁寧な対応を心掛けることで、電話対応に対する不満が少ないという結果につながったのではないかと考えている。
- 職員向けにカスタマーハラスメント研修を実施し、基礎的な知識を中心に理解を深めた。今後は2025（令和7）年3月に策定したカスタマーハラスメント対策基本方針を踏まえてカスタマーハラスメントに適切に対応しつつお客様サービスの向上を図っていく。
- 以上により、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「B」とする。

## 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P37～P38）

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、疾病任意継続に加入した方、傷病手当金の支給を受けた方、高額療養費の支給を受けた方、限度額適用認定証の交付を受けた方、旅行代理店を活用して保養施設利用補助を受けた方を対象として、お客様満足度調査アンケートを実施しました。

アンケートの内容は船員保険部の対応に対する満足度（0～5点）及び満足度が満点ではなかった理由等で、はがき又はインターネットのいずれかから回答いただきました。アンケート結果は毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の役職員で構成するサービス向上委員会において業務改善等について議論しました。また、いただいたご意見や集計結果、サービス向上委員会内で出た意見については、船員保険部内全体へ周知し、情報を共有しました。

調査対象者全体の満足度は4.42点でした。個別に見ると満足度が最も高かったのは限度額適用認定証の交付を受けた方で4.66点でした。マイナ保険証の利用が広がることにより、発行数は減少しましたが、引き続き申請書の受付後、迅速に交付する事務処理を徹底し、高い満足度を維持しました。

満足度が最高点でなかった理由の問いにおいては、前年に引き続き電話対応と回答した方が全体の1.7%と低く、不満に感じる方が少ないという結果となりました。2024（令和6）年12月には保険証の新規発行が終了するという制度変更があり、関連するお問い合わせを数多くいただきましたが、各職員が必要な知識を得た上で正確に対応することにより、適切なお案内をするとともに不安払しょくにもつなげました。船員保険部は加入者が全国各地に点在しており、直接窓口に来られる方が少ないことから、電話対応が満足度に直結しやすい傾向にあります。各職員が加入者の方に寄り添った丁寧な対応を心掛けることで、電話対応に対する不満が少ないという結果につながったのではないかと考えています。

また、職員向けの研修として外部講師を招いてカスタマーハラスメント研修を実施しました。昨今社会問題化しているカスタマーハラスメントについて、基礎的な知識を中心に理解を深めるとともに、管理職層も含めて受講することにより船員保険部全体としての課題意識を共有しました。今後は3月に策定した協会のカスタマーハラスメント対策基本方針を踏まえてカスタマーハラスメントに適切に対応しつつお客様サービスの向上を図ってまいります。

### 【お客様満足度調査の結果】

	2022年度	2023年度	2024年度
①疾病任意継続に加入した方	4.51点	4.60点	4.10点
②傷病手当金の支給を受けた方	4.51点	4.46点	4.45点
③高額療養費の支給を受けた方	4.45点	4.66点	4.49点
④限度額適用認定証の交付を受けた方	4.76点	4.71点	4.66点
⑤旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方	4.37点	3.71点	3.81点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0（不満）～5（満足）までの6段階から選択した点数の平均値です。

※2 2024年度の回収率は25.1%（送付数3,102人、回答数779人）でした。

## 2. 戦略的保険者機能関係

### ① i) 特定健康診査等の推進

#### 【事業計画】

(生活習慣病予防健診)

- ・ 生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。
- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- ・ がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には特性に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。

(船員手帳健康証明書データ取得)

- ・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。
- ・ インターネットによる健康証明書の提出方法について、船舶所有者と被保険者へ周知広報を実施し、提出率の向上を図る。
- ・ 健康証明書データの取得に協力いただける漁業協同組合との連携に向けた検討を行い、提供依頼を実施する。

(被扶養者の特定健診)

- ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。
- ・ 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。

#### 【重要度：高】

船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近くにないケースが多く、また、医療機関の数自体が少ない地域であり、指定機関を拡大することも困難となっている。

【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
生活習慣病予防健診受診率を 50.0%以上とする	50.0%	48.4%	96.8%
船員手帳健康証明書データ取得率を 18.0%以上とする	18.0%	15.9%	88.3%
被扶養者の特定健診受診率を 32.0%以上とする	32.0%	30.8	96.3%

【自己評価】

令和 6 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 6 年度自己評価	令和 5 年度最終評価
① i) 特定健康診査等の推進	高	高	定量	B	C

【自己評価の理由】

- 船員が多い一方で、健診機関が他より少ない地域として宮城県の沿岸地域を選定し、中核病院 3 機関について、協会けんぽの支部と協議を行い、契約の勧奨を実施し、2 機関より契約に向けた検討をいただくことができた。
- 被保険者の不規則な乗船スケジュールに合わせた港での巡回健診を 327 回実施。
- 早朝での健診  
新潟県佐渡市（4 時～）、大阪府（5 時～）北海道稚内（6 時～）などで実施。受付開始時間の約 1 時間前に会場へ到着し、機器の搬入及び会場設営を実施。
- 離島での健診  
新潟県（佐渡）、長崎県（壱岐、対馬、五島）、島根県（隠岐の島）、沖縄（本土、石垣島）などで実施。フェリーで健診車を運搬し、空輸や海上タクシーなどで検体の輸送を実施。
- 寒冷地での健診  
北海道網走で、流氷のため船を出せない 2 月に漁協で健診を実施。非常に厳しい環境の中、健診機材の搬入を実施。
- 少人数での健診  
50 名以上でないと採算が合わない中、リピーターの強い要望などにより 15 名ほどで実施。
- 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進した結果、過去最大となる 15 の市において集団検診を実施した。

- 健診未受診の被保険者と被扶養者に対する受診勧奨について、通知物の様式を圧着三つ折りリーフレットに変更し、中身を確認したくなる心理的効果を活用することで、開封率の向上を図った。通知物の掲載内容は、ナッジ理論等を活用し、受診への行動変容につながるデザインで作成し、健診の受診率向上を図った(受診率 被保険者:18.8%、被扶養者:13.6%)。
- 船員手帳健康証明について、インターネットによる提出勧奨は見合わせたが、船舶所有者に対して3,145件の文書勧奨を行った。さらに国土交通省より関係団体へ船員手帳の健康証明書データを船員保険部へ提供するよう事務連絡を発出したが、2,103件の再勧奨を実施した。
- 以上により、生活習慣病予防健診受診率は過去最高となる48.4%、船員手帳健康証明書データ取得率は健康証明書の取得時期を踏まえて2回実施したことで微増となり15.9%、被扶養者の特定健診受診率は過去最高となる30.8%となった。陸上での滞在時間が限られる船員労働の特殊性や漁村付近における健診機関の不足、契約健診機関が小規模であることによる受入れ数の制限(1日1人まで等)など、船員保険特有の構造的課題により目標達成は困難だったことを鑑み、自己評価は「B」とする。

※ 2026(令和8)年度より、若年層(20歳、25歳、30歳)を対象とした節目健診の創設や生活習慣病予防健診の項目拡大、被扶養者健診の対象年齢の引下げ(40歳以上→35歳以上)など、新たな施策を積極的に実施し、加入者の健康の保持増進をより一層推進する予定である。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P43～P48）

船員保険では特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。

また、健診受診率向上のため、2018（平成30）年度からは健診費用の無料化（全額補助<sup>11</sup>）を実施しています。

2024（令和6）年度はKPIとして被保険者の健診受診率50%以上、船員手帳健康証明書データ取得率18%以上、被扶養者特定健康診査受診率32%以上とする目標を掲げ、その達成に向け次のような取組を行いました。

## i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充に向けた働きかけ

### ①受診勧奨

健診の受診忘れがないよう、年度途中の2024年11月に被保険者と被扶養者の健診未受診者に対して受診勧奨を実施しました。

被保険者向けの受診勧奨については、生活習慣病予防健診が無料で受診できること、船員手帳の健康証明書と比較して検査項目が充実していることなどメリットを伝えながら実施しました。また、がん検診の重要性を伝えるため、年代別のがんに罹患するリスクを視覚的に訴えるデザインとし、がん検診とセットである生活習慣病予防健診の受診を促しました。

被扶養者向けの受診勧奨については、生活習慣病予防健診と特定健康診査、それぞれの特徴を紹介したほか、健診を自分ごととして捉えていただくため、3つの属性（40歳となり初めて受診される方・過去3年間受診なし・過去3年間で1回以上受診あり）に分け、周知内容を工夫しながら受診勧奨を実施しました。

また、これらの受診勧奨については、いずれも封書ではない圧着式の長3封筒サイズの三つ折リーフレットとし、メッセージングの工夫や、中身を確認したくなる心理的効果を活用することで、開封率の向上を図りました（送付数：被保険者25,250人、被扶養者14,496人、合計39,746人）。

2024年度に実施した受診勧奨の効果検証は2025（令和7）年度に実施し、その検証結果を次回の受診勧奨施策の改善に活用することで、健診受診率の向上につなげてまいります。

なお、2024年度末には、2025年度当初から生活習慣病予防健診及び特定健診を受診できるよう、受診券と健診案内パンフレットを送付し翌年度の受診率向上にも努めています（送付数：被保険者37,334人・被扶養者15,936人、疾病任意継続被保険者1,789人・被扶養者954人、合計56,013人）。

### ②健診実施機関の拡充

健診実施機関を拡充し被保険者や被扶養者がより受診しやすい環境を整備することは受診者数の増加や疾病の早期発見、重症化予防につながるため、重要な取組と考えていま

<sup>11</sup> 一般健診及び巡回健診は無料、総合健診は4,936円の自己負担上限額を設けています。

す。

しかしながら、生活習慣病予防健診の実施機関数は受診者がいない又は受診者数の少ない実施機関から、契約解除の意向等により減少傾向にあります。

そのため、過去の契約依頼時に前向きな意向を示しつつもコロナ禍等の情勢で、契約に至らなかった健診機関に対して契約交渉を行い、新たに 19 機関と契約をしました。また、全国の船員の居住分布と契約健診機関の地域的偏在性を分析し、多くの船員が居住されている地域である一方で、契約健診機関が他の地域よりも少ない地域を重点地域として選定し、訪問による契約勧奨の取組をスタートしました。2024 年度は、そのモデルケースとして、協会宮城支部の協力を得て、宮城県の沿岸部にある中核病院 3 機関に契約勧奨を実施し、2 機関について契約を検討していただけることとなりました（2025 年度中の契約が 1 機関、2026（令和 8）年度の契約が 1 機関）。今回の成果を足掛かりとして、協会支部の力も借りながら、加入者の受診環境の充実を図りつつ、引き続き、健診受診率の向上に努めていきます。

【受診勧奨】

●被保険者受診勧奨

料金を納  
経費

■ 経費



**健診のコンパスが  
目指すのは“健康”です**

明日に向けて、未来に向けて、からだの点検を行いましょう

**全国健康保険協会  
船員保険**

〒102-8016 東京都千代田区新大塚2-2-2 スタービルディング14階  
TEL 03-6862-3060

※この冊子は、健康診断の重要性や受診勧奨の理由をわかりやすく説明し、受診を促すための啓発資料です。また、健康診断を受けるための具体的な手順も記載されています。

35歳頃から船員的生活習慣病が増加



35歳頃から増加

船員に多い病気は？

循環器系	がん	筋骨格系
2位	1位	3位

「がん」は、がん発生の危険性が高い生活習慣病です。早期発見・早期治療により、治療の負担を減らすことができます。また、がん予防のための生活習慣の改善、がん検診の受診が大切です。

生活習慣病予防診断には7つのがん検診が含まれています。

- 全乳がん検診
- 子宮頸がん検診
- 乳がん検診
- 胃がん検診
- 早期発見がん検診
- 早期発見がん検診
- 早期発見がん検診

検診で乳がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診も、受診可能です。1検診一検診検診があります。

乳がん検診 令和6年度中に50歳以上に達する方  
子宮頸がん検診 令和6年度中に検診作業に達する女性の方  
乳がん検診 令和6年度中に40歳以上の検診作業に達する女性の方

悪い慣習はありますか？

不適切な生活習慣

喫煙 飲酒 運動不足 睡眠不足

不適切な生活習慣を続けると、重大な病気に発展する事に...

生活習慣病は、早期発見がありません。今の自分を知るために定期的にからだの点検を行いましょう。

あなたのからだは自分だけのものではありません。家族と一緒に健やかな暮らしを続けるために、健診で安心を手に入れましょう。

あなたのからだの健康は自分で守る。その健康を守ることは誰にも代わってあげられません。

OPEN

●被扶養者受診勧奨（受診歴あり）

料金を納  
経費

■ 経費



**「今年  
もういいか  
と思わずに健診に  
行きましょう！」**

年代が上がるにつれ生活習慣病のリスクが上がります

生活習慣病とは、(高血圧、脂質異常症、糖尿病、脳血管疾患、心臓病、慢性腎臓病)の生活習慣病が、その原因として発症する疾患のことです。生活習慣病は、年齢とともに発症し、重症化、合併症発症のリスクがあります。



生活習慣病発症リスク

20-29歳 30-39歳 40-49歳 50-59歳

■ 脂質異常症 ■ 高血圧 ■ 糖尿病

**全国健康保険協会  
船員保険**

〒102-8016 東京都千代田区新大塚2-2-2 スタービルディング14階  
TEL 03-6862-3060

※この冊子は、生活習慣病の予防や早期発見の重要性をわかりやすく説明し、受診を促すための啓発資料です。また、健康診断を受けるための具体的な手順も記載されています。

自覚症状がなかった人が病院を望んだ理由

健康診断で指摘された **45%**

- 自覚症状がなかった
- 健診で早期発見された
- 家族が心配して受診を促された
- その他

健康診断で指摘された人が病院を望んだ理由 (n=1000)

生活習慣病を予防するために定期的な検診を受けることが大切です

生活習慣病を予防するために定期的な検診を受けることが大切です

生活習慣病を予防するために定期的な検診を受けることが大切です

人工透析 約108万円  
脳血管疾患(脳卒中) 約92万円  
糖尿病 約30万円  
慢性腎臓病(透析) 約25万円

健康診断で指摘された人が病院を望んだ理由 (n=1000)

悪い慣習はありますか？

不適切な生活習慣

運動不足 喫煙 飲酒 睡眠不足

不適切な生活習慣を続けると、重大な病気に発展する事に...

生活習慣病は、早期発見がありません。今の自分を知るために定期的にからだの点検を行いましょう。

あなたのからだは自分だけのものではありません。家族と一緒に健やかな暮らしを続けるために、健診で安心を手に入れましょう。

あなたのからだの健康は自分で守る。その健康を守ることは誰にも代わってあげられません。

OPEN

●被扶養者受診勧奨（受診歴なし）

料金後納  
詳細  
見解

今年から  
あなたにとっての  
「健診」の優先順位  
上げてみませんか

健診に行かない主な理由

- 忙しい
- 行く時間がない
- 費用がかかる

治療の検査と健診の検査では目的が違います。  
疾病発症で検出されるがん目的のための検査と、  
病気を早期に発見し重症化を予防する健診では目的が違います。  
両方に満足するには健診を受けましょう。

**全国健康保険協会  
船員保険**

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-2-2 スタービルディング14階  
TEL 03-6862-3060

※この冊子は、船員保険（船員保険）の被扶養者の方を対象とした啓発資料です。  
また、この冊子に掲載されている内容は、内容が変更される場合があります。

自覚症状がなかった人が病院を受診した理由

健康診断で検出された **45%**

健康診断で検出された理由

- 自覚症状がなかったにもかかわらず
- 健康診断で検出された
- 家族や友人から勧められた
- その他

※この冊子は、船員保険（船員保険）の被扶養者の方を対象とした啓発資料です。

思い当たる習慣はありませんか？

不適切な生活習慣

- 運動不足
- 喫煙
- 不規則な生活習慣
- 脂質を摂りすぎる
- 塩分を摂りすぎる
- 飲酒
- 肥満
- 高血圧
- 血糖値が高い

不適切な生活習慣を続けることで、重大な病気に発展する事に...

生活習慣病は、初期症状がありません。  
今の自分を知るために定期的にからだの点検を行いましょう。

あなたのからだは  
自分だけのものではありません。  
家族と一緒に健やかな暮らしを続けるために、  
健診で安心を手に入れましょう。

OPEN

●被扶養者受診勧奨（40歳到達用）

料金後納  
詳細  
見解

自分は  
「まだ大丈夫」  
と思っていませんか？

今年から、無料で健診が受けられます。

年代が上がると「不適切な生活習慣」のリスクが上がります

※生活習慣病とは、喫煙、運動不足、食生活、肥満、高血圧などの生活習慣が、その原因として発生する病気の総称です。代表的なものとして、糖尿病、脂質異常症があります。

生活習慣病のリスク

※この冊子は、船員保険（船員保険）の被扶養者の方を対象とした啓発資料です。  
また、この冊子に掲載されている内容は、内容が変更される場合があります。

**全国健康保険協会  
船員保険**

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-2-2 スタービルディング14階  
TEL 03-6862-3060

35歳頃からがんにかかる人が急増？

がんの発生率

35歳頃から急増

※この冊子は、船員保険（船員保険）の被扶養者の方を対象とした啓発資料です。

思い当たる習慣はありませんか？

不適切な生活習慣

- 運動不足
- 喫煙
- 不規則な生活習慣
- 脂質を摂りすぎる
- 塩分を摂りすぎる
- 飲酒
- 肥満
- 高血圧
- 血糖値が高い

不適切な生活習慣を続けることで、重大な病気に発展する事に...

生活習慣病は、初期症状がありません。  
今の自分を知るために定期的にからだの点検を行いましょう。

あなたのからだは  
自分だけのものではありません。  
家族と一緒に健やかな暮らしを続けるために、  
健診で安心を手に入れましょう。

OPEN

### 【生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①生活習慣病予防健診実施機関	430	422	428	424
②①のうち総合健診実施機関	236	233	241	239
③①のうち健康証明が可能な実施機関	332	333	345	340
④特定保健指導実施機関	176	173	181	180

※実施機関数は各年度末時点の状況です。

### ii) 加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充

船員の多くが不規則な乗船スケジュールや遠隔地への長期乗船などにより、生活習慣病予防健診を受診しづらい状況であるということが、アンケート調査からわかっています。そのため、より多くの被保険者に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう、乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等の協力のもと、一般では立ち入りできない港まで検診車を乗り入れし、巡回健診を327回実施しました。2024年度は船舶所有者からのニーズにあわせて、新たに事業所単位での巡回健診も実施しました。

### 【巡回健診の実施状況】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
実施回数	320回	331回	347回	336回	327回
受診者数	8,417人	8,430人	7,924人	7,800人	7,407人
受診率(※)	15.0%	15.5%	15.2%	15.4%	14.9%

(※) 生活習慣病予防健診受診者のうち巡回健診受診者数を健診対象者数で除しております。

### iii) 船員手帳の健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、健康状態を把握するため、船員手帳の健康証明書データ<sup>12</sup>の提供を依頼しています。

2024年11月に3,145の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、2025年3月に未提出であった2,103の船舶所有者に対し、提供を依頼する文書を再度送付しました。

また、国土交通省海事局に働きかけを行い、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを船員保険部に提供するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

健診データについては、近年活用の幅が広がっており、提供された船員手帳の健康証明書データは、船員保険部からの特定保健指導や重症化予防の案内等、被保険者の健康づくりに活用することに加え、社会保険診療報酬支払基金のオンライン資格確認等システムに登録することにより、健診結果をマイナポータル上で閲覧したり、医療機関を受診した際に医師が健診結果を確認して診療を行うことが可能になるなど、医療の質の確保にもつな

<sup>12</sup> 船員手帳の健康証明は、地方運輸局の指定を受けた医師が所定の検査の結果に基づき行うものであり、有効期間は1年とされています。

がります。

国土交通省の船員行政手続きのデジタル化において、健康証明書情報の一部の電子化や、健康証明書の様式の見直しが検討されていることから、国土交通省と連携をとりながら、船舶所有者が船員保険部へ健康証明書を提供しやすい環境の構築を検討しつつ、提出率の向上に努めていきます。

#### iv) 被扶養者に対する取組

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、萩市）と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにしています。

また、協会けんぽの各支部が主催する集団健診において船員保険の被扶養者も受診できるよう各支部と調整を行っており、2024年度は、これまで未実施であった東京支部と連携し、集団健診を実施することができました。

#### 【協会けんぽと連携した特定健康診査実施状況】

県	市区町村	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
青森県	八戸市	○	○	○	○	○
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○
	釜石市				○	○
	大船渡市				○	○
東京都	島しょ部 除く					○
静岡県	藤枝市				○	○
	焼津市				○	○
兵庫県	姫路市				○	○
愛媛県	今治市	○	○	○	○	○
	松山市	○	○	○	○	○
長崎県	長崎市	○	○		○	○
	佐世保市	○	○		○	○
	平戸市		○			○
	松浦市		○			○
大分県	大分市	○	○	○	○	○

以上のような取組を行い、被保険者の生活習慣病予防健診については、2023年度と比較すると、受診者数は84人減の16,139人、健診実施率は0.1%ポイント増の48.4%となり、KPI（生活習慣病予防健診受診率50%以上）を概ね達成できました。

船員手帳健康証明書データについては、2023年度と比べて0.3%ポイント増の15.9%（6月登録）となりましたが、KPI（健康証明書データ取得率18%以上）は達成できま

せんでした。2024年度は、昨年度より実施時期を早め、2回に分けて勧奨した結果、2023年度と比べて取得率が微増しましたが、1回目の勧奨時点で未受診者が多く、提出ができないなどの課題も残りました。引き続き船員の健康証明書取得のタイミングなどを踏まえながら、適切な勧奨方法を検討していきます。

被扶養者の特定健康診査についても2023年度と比較すると、受診者数は144人減の5,003人、また、健診実施率は、2023年度と比べて0.8%ポイント増の30.8%となり、KPI（被扶養者特定健診受診率32%以上）を概ね達成することができました。

加入者全体の特定健康診査実施率は、2023年度と比べて0.8%ポイント増の53.3%となりましたが、2024年度の実施目標（56%）を概ね達成できました。

実施目標の達成に向け、健診受診環境の整備、効果的な受診勧奨及び健康証明書データの収集方策の検討、国土交通省及び船員の健康づくり宣言にエントリーしている船舶所有者や関係団体等との協働により、健診実施率の向上に努めていきます。

## ① ii) 特定保健指導の実施率の向上

### 【事業計画】

- ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- ・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。
- ・ ICTを活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。
- ・ 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。

### 【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。

### 【困難度：高】

船員の働き方として、乗船中一定期間は陸上を離れてしまうことから、保健指導を受ける機会を調整しづらく、保健指導へつながりにくいことから、困難度が高い。

### 【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
被保険者の特定保健指導実施率を 16.0%以上とする	16.0%	14.5%	90.6%
被扶養者の特定保健指導実施率を 25.0%以上とする	25.0%	26.9%	107.6%

### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	高	高	定量	B	C

【自己評価の理由】

- 乗船中等で面談ができない被保険者が多いため、健診当日に行う特定保健指導の初回面談の分割実施を1,154件（前年度227件増）実施した。
- 2023（令和5）年度に引き続き、特定保健指導の利用券発送後に、電話による利用勧奨を行い、きめ細やかな利用勧奨に努めた。
- ICTの活用による利用者の利便性向上及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、ICTを活用したオンライン面談による特定保健指導を326件（前年度34件増）実施した。
- 以上により、KPIの達成状況を判定基準に照らし合わせた場合、①被保険者の特定保健指導実施率は「C」、②被扶養者の特定保健指導実施率は「B」となり、全体の評価は「C」となるが、困難度が「高」と設定されていることから、自己評価は「B」とする。

【最後まで無料で受けられる 特定保健指導！】

**最後まで無料で受けられる 特定保健指導！**

**し**

将来の疾患のリスクを下げることができる

**す**

スマホ利用で手軽にサポートが受けられる

**せ**

専門家のアドバイスで減量に取り組みできる

**そ**

相談して生活習慣を無理なく改善できる

※1：被扶養者で集団のタイプは特定保健指導実施期間中、自己負担が発生する場合があります。

**特定保健指導とは** → メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症リスクが高い方への生活改善プログラムです

**船員保険では40歳から74歳の方を対象に健康づくりサポートとして特定保健指導を実施しています。**

健康づくりの専門家のアドバイスを**無料で受けられる機会はありません。**

ご自身だけでなくご家族のためにもぜひ積極的にご利用ください！

**● 特定保健指導の支援コースについて**

健診で該当した生活習慣病のリスクの数に応じて支援コースが決定します。

○ 数種付け支援（リスクがある方）

初回面談 → 目標設定と自身の取り組み（3か月間） → 評価面談

○ 継続的支援（リスクが高い方）

初回面談 → 中間評価 → 評価面談

目標設定と自身の取り組み（3か月間）

**ご利用について**

船員保険の特定保健指導は以下のご利用先から選択できます。それぞれの特長を紹介しますので、ぜひご利用ください！

**1 健診機関**

健診を受診された健診機関等で特定保健指導を受けることができます。毎年同じ健診機関を利用している場合は、**検査年の健診結果の経過**を踏まえた特定保健指導を受けることができます。

**2 RIZAP株式会社<sup>※2</sup>**

フィットネスジムのノウハウを活用した**トレーナーによる改善サポート**が受けられます。また、専用アプリ・体組成計・ヘルスウォッチの提供や、フィットネスジムの無料利用などの特長があります。

※2  
・RIZAP株式会社を選択した方には体組成計をお届けしますが、初回面談までに届かない場合がございます。  
・予約した面談日種の変更は3営業日前までにRIZAP株式会社までご連絡ください。

**全国健康保険協会**  
船員保険

**特定保健指導のお申込み方法は裏面をご確認ください。**

## 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P48～P50）

特定保健指導については、生活習慣病予防健診と併せて実施している健診実施機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しています。

### i) 健診当日の初回面談の推進

生活習慣病予防健診や特定健康診査の後に特定保健指導を実施する場合、対象者へのご案内は3か月程度後になることから、対象者が被保険者の場合、乗船中で面談を実施できないケースが多いという課題があります。そのため、船員保険では特定保健指導の初回面談を健診当日に実施できる機会を増やすよう健診実施機関に働きかけています。

2024（令和6）年度は、健診実施機関において、健診当日の健診データを積極的に活用し、対象者の方々へ初回面談の分割実施<sup>13</sup>を早期に行ったほか、巡回健診実施時に保健師等が同行し、腹囲、体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、当日把握できる情報をもとに初回面談を分割して実施し、実施件数の向上に取り組みました。

その結果、2024年度の初回面談の分割実施件数は、2023年度と比べて227件増の1,154件となりました。

### ii) 利用勧奨の実施及びICTを活用した特定保健指導の推進

2023（令和5）年度に引き続き、特定保健指導の利用券発送後に、電話による利用勧奨を行い、きめ細やかな利用勧奨に努めました。利用勧奨にあたっては、ICTの活用による利用者の利便性向上及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、2023年度から引き続き、申込みをオンラインで行える環境を提供し、ICTを利用した特定保健指導の実施件数は、2023年度と比べて34件増の326件となりました。

#### 【初回面談の分割実施とICTを利用した特定保健指導の実施状況】

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
初回面談分割実施数	740	882	927	1,154
ICT利用面談数	210	298	292	326

これらの取組を行った結果、被保険者の特定保健指導実施率は、2023年度と比べて0.6%ポイント減の14.5%となり、KPI（被保険者の特定保健指導実施率16%以上）は達成できませんでした。

一方、被扶養者の特定保健指導実施率は、2023年度と比べて0.9%ポイント増の26.9%となり、KPI（被扶養者の特定保健指導実施率25%以上）を達成できました。

なお、加入者全体の特定保健指導実施率は、2023年度と比べて0.5%ポイント減の15.4%となり、2024年度の実施目標（16%）を概ね達成できました。

<sup>13</sup> 健診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、問診票の回答を含めた既往歴、前年度の健診結果等）をもとに初回面接を行うことをいいます。

実施目標の達成に向け、船員の働き方の特殊性を念頭に置きつつ、初回面談の分割実施体制の拡大、ICTを利用した特定保健指導の充実等を通じ、特定保健指導実施率の更なる向上に努めていきます。

【生活習慣病予防健診、船員手帳健康証明書データ取得、特定健康診査及び特定保健指導の実績】

		R4年度		R5年度		R6年度		R5年度比	
		2022		2023		2024			
		対象数	受診率	対象数	受診率	対象数	受診率	受診者数	受診率
生活習慣病 予防健診 被保険者 (40～74歳)	対象者 ※1	34,058	46.4%	33,570	48.3%	33,352	48.4%	-84人	0.1%
	受診者 ※2	15,812		16,223		16,139			
船員手帳 健康証明 取得率 (40～74歳)	対象者 ※1	34,058	17.9%	33,570	15.6%	33,352	15.9%	45人	0.3%
	受診者 ※2	6,085		5,245		5,290			
生活習慣病 予防健診 被保険者 (35～39歳)	対象者 ※1	4,724	49.8%	4,649	50.8%	4,757	48.7%	-45人	-2.1%
	受診者 ※2	2,354		2,360		2,315			
特定健康診査 被扶養者 (40～74歳)	対象者 ※1	18,071	28.9%	17,144	30.0%	16,265	30.8%	-144人	0.8%
	受診者 ※2	5,219		5,147		5,003			
特定保健指導 被保険者	対象者	7,924		6,440		6,392			
	初回面談	1,676	21.2%	1,675	26.0%	1,581	24.7%	-94人	-1.3%
	実績評価	1,088	13.7%	974	15.1%	926	14.5%	-48人	-0.6%
特定保健指導 被扶養者	対象者	510		492		490			
	初回面談	146	28.6%	144	29.3%	148	30.2%	4人	0.9%
	実績評価	111	21.8%	128	26.0%	132	26.9%	4人	0.9%

※被扶養者の特定健康診査については生活習慣病予防健診受診分も計上しています。

## ①iii) 加入者の健康意識向上に対する支援

### 【事業計画】

- 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。
- 加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。
- 自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有するアプリを着実に運用するとともに、当該アプリ登録者数の拡大を図る。

### 【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
①iii) 加入者の健康意識向上に対する支援			定性	B	B

### 【自己評価の理由】

<オーダーメイドの情報提供>

- 2024（令和6）年4月から2025（令和7）年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が2024年度中のもの）の提供があった方、合計8,845人に、健康リスクに応じたオーダーメイド型の情報提供通知（以下、「オーダーメイド通知」という。）を送付した。
- これまでのオーダーメイド通知の送付対象者のうち特定保健指導の利用勧奨対象者については、オーダーメイド通知送付後における特定保健指導の利用実績がほとんどない結果であったことを踏まえ、特定保健指導対象者を減らすという観点から、2024年度のオーダーメイド通知では、新たに「39歳で特定保健指導レベルにある者」と「前年度特定保健指導対象者になっている者」を通知対象者に追加した。
- オーダーメイド通知の効果検証を行ったところ、医療機関への受診勧奨を行った対象者のうちオーダーメイド通知発送後6か月以内に医療機関を受診した方は21.7%と前年度に比べて8.7%ポイント増加した。

<船員保険電話健康相談>

- 「船員保険電話健康相談」について、乗船時にも利用しやすい形状の利用案内カードを作成し、保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等に同封したほか、関係団体や船舶所有者向けの出前健康講座にて周知を行った結果、利用件数は473件と前年度に比べ約1.7倍増となった。
- なお、相談内容の内訳は、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方等についての相談が約45%、メンタルヘルスに関する相談が約20%、その他が約35%となっている。

<船員保険健康アプリ>

- 自身の健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性のある多彩な健康情報の配信や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっている「船員保険健康アプリ」を2022（令和4）年11月から運用しているが、健診受診者へ効果的に登録勧奨を行った結果、アプリ登録者数は2025年3月末時点で2,624名と前年同期比383名増となった。
- 登録者数の増加やアプリ内の機能の充実のほか、加入者の健康づくりに資する情報配信等を積極的に行っていく。
- 以上のように、オーダーメイド通知による医療機関への受診勧奨の実施と効果の検証等、船員保険電話健康相談の着実な運用、船員保険健康アプリの登録者数の順調な推移により、加入者の健康意識向上に一定の効果を与えたため、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P50～P54）

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供

船員保険では、生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイド型の情報提供リーフレットを作成し、配付しています。

2024（令和6）年度は、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が2024年度中のもの）の提供があった方（下記、【健康リスク】の⑦に該当する方は2023（令和5）年度に受診された方）、合計8,845人に以下の7つの健康リスクに応じた情報提供を行いました。なお、特定保健指導対象者の減少を目的に2024年度については、新たに2パターン（下記、【健康リスク】の⑥⑦）を追加し、対象者が生活習慣の改善に取り組んでいただけるよう、情報提供を行いました。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、速やかに医療機関を受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関に受診していただきたい方
- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（積極的支援）をご利用いただきたい方
- ④ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（動機づけ支援）をご利用いただきたい方
- ⑤ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
- ⑥ 特定保健指導該当年齢前（39歳）の方で生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
- ⑦ 前年度特定保健指導該当者で特定保健指導レベルの改善に取り組んでいただきたい方

2024年7月～9月の期間に医療機関への受診勧奨を行った290人（上記、【健康リスク】の①）のうち受診勧奨後6ヶ月以内において21.7%にあたる63人の医療機関の受診を確認しており、当該取組は一定の効果が出ているものと考えています。

ii) 電話健康相談の実施

加入者の健康づくりをサポートするため、24時間365日、心身の健康等について気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施しています。

メールマガジンや納入告知書同封チラシでの広報や、船員保険通信に案内チラシを同封し全船舶所有者及び全被保険者へ送付しました。また、乗船時にも携行しやすい形状の利用案内カードを保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等に同封したほか、関係団体や船舶所有者向けの出前健康講座にて周知を行った結果、2024年度における電話健康相談の利用件数は473件（前年度の280件に比べ約1.7倍増）と大幅に増加しました。

相談内容別を見ると、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方等についての相談が

約 45%、メンタルヘルスに関する相談が約 20%、その他が約 35%となっています。

この電話健康相談は船上からでもご利用いただけるため、船員の労働環境の改善や健康確保の面から、日常的な健康管理の方法の一つとして重要な役割を果たしていると考えています。

加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として広く認知していただけるよう、引き続き周知広報を行っていきます。

### iii) 船員保険健康アプリの着実な運用

効果的な健康づくりには、自身の健診結果に対する正しい理解が必要不可欠です。そこで、スマートフォン等のアプリを通じて、健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」を 2022（令和 4）年 11 月より運用しています。

このアプリには、自身の健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性のある多彩な健康情報の配信や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっています。

加入者への利用促進として、健診受診後に送付する健診結果表へのチラシの同封や健診受診者への個別の登録勧奨案内等により周知した結果、アプリ登録者数は 2025 年 3 月末時点で 2,624 名（前年同期比 383 名増）となっています。

なお、登録者には、アプリを通して加入者の健康づくりに資する情報や船員保険制度の解説のほか、マイナ保険証の利用方法、無線医療助言事業の紹介、災害時の保険診療の取扱い等の配信を行いました。

今後も、登録者数の増加やアプリ内の機能の充実のほか、加入者の健康づくりに資する情報配信等を積極的に行っていきます。

## ①iv) 加入者の禁煙に対する支援

### 【事業計画】

- ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
- ・ 喫煙者に対して個別の禁煙勧奨通知を送付する。
- ・ 「たばこの害」に関する認知度向上の施策を検討する。特に漁船については関係省庁や漁業協同組合との連携を図る。

### 【重要度：高】

オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。

### 【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を70人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)	70人	67人	95.7%

### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
①iv) 加入者の禁煙に対する支援	高		定量	C	B

### 【自己評価の理由】

- 第2期データヘルス計画(2018(平成30)年度~2023(令和5)年度)において、船員保険加入者の喫煙率は2018年度の40.5%から2022(令和4)年度の39.4%に減少したものの、依然として陸上勤務者と比べ高い喫煙率であった。そのため、第3期データヘルス計画(2024(令和6)年度~2029(令和11)年度)においても喫煙率の減少を目標に掲げ、具体的には第2期を上回る喫煙率2%ポイント減少させるため、オンライン禁煙プログラム終了者450名以上を最終評価のアウトプット指標とし、当面3年間の目標数を2024年度70名、2025(令和7)年度100名、2026(令和8)年度100名とした。また、終了者数、禁煙成功者数の状況を踏まえ、新たな訴求方法等の検討を行っていく。

- オンライン禁煙プログラム利用者増加を図るため、従来の6ヶ月間で禁煙を目指すコースに加え、新たに3ヶ月間の短期間で禁煙を目指すコースを新設した。
- 全被保険者への勧奨チラシの送付や喫煙習慣がある加入者7,893名への禁煙及びプログラムの利用を促す通知の送付を行った。
- 船舶所有者や船員が集まる研修等の機会（船員災害防止協会等が主催）に講師を派遣し、たばこの害に関する出前講座を2回実施した。一方、漁船の喫煙率が汽船と比べて20%ポイント程度高いということを踏まえ、主に漁船の船舶所有者及び船員が集まる研修会等におけるたばこの害に関する出前講座の実施に向けて水産庁の担当部署と調整を図っている。
- このような取組の結果、2024年度中にプログラムを終了した方は67人となり、KPI（オンライン禁煙プログラム終了者70人以上）に届かなかったものの、プログラム終了者の約7割の47の方が禁煙または煙草を吸う本数や回数を減らすといった減煙に成功することができた。
- 以上により、達成状況を判定基準に照らし合わせ、自己評価は「C」とする。

#### 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P54～P57）

船員保険加入者は他の医療保険加入者と比べて喫煙率が高い傾向にあることから、第3期保健事業実施計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げ、禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、スマートフォンのアプリを活用したオンラインによる禁煙プログラム（以下、「プログラム」といいます。）を実施しています。

2024（令和6）年度は、より多くの方にプログラムを利用していただくため、従来の6ヶ月間で禁煙を目指すコースに加え、新たに3ヶ月間の短期間で禁煙を目指すコースを新設しました。

2024年度は、プログラム利用者増加を図るため複数回の勧奨を行いました。まず、8月に全被保険者へ勧奨チラシ送付しました。船員に届く各種チラシ等の資料は海をモチーフにした青色系の色が使われることが多いため、暖色系の色を使うことで、他の資料と比べて目立ちやすいデザインとしました。

また、船員保険の事業について紹介する「船員保険通信」を全船舶所有者及び全被保険者に発送する際、より目立つ裏表紙にプログラムの紹介記事を掲載しました。

10月には、2023（令和5）年度の健診の間診票をもとに、喫煙習慣がある加入者7,893名に対し、禁煙及びプログラムの利用を促す通知（以下、「禁煙勧奨通知」といいます。）を発送しました。禁煙勧奨通知は男性向けと女性向けの2パターンを作成しました。例えば、男性向けは禁煙による効果を報酬等に置き換える等、数字で具体的に示し、加えて、喫煙が原因となって引き起こす疾病等を記載しました。女性向けは喫煙が子宮頸がん、乳がんになる可能性が高まり、生理にも悪影響を及ぼす旨を記載し、自分事として受け止めてもらえるような内容としました。

また、過去のプログラム利用者で、途中離脱をした方や禁煙に失敗した方719人に向けて、プログラムの再チャレンジを促す電子メールを配信し、プログラム利用者の確保に努めました。

更に、2024年度「健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレット」（50頁参照）の送付対象者のうち、喫煙習慣がある3,242名に勧奨チラシを同封して送付しました。このような取組の結果、2024年度中にプログラムを終了した方は67人となり、KPI（オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者70人以上）に届かなかったものの、概ね達成することができました。また、プログラム終了者の約7割である47の方が禁煙または煙草を吸う本数や回数を減らすといった減煙に成功することができました。

## ①v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

### 【事業計画】

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、専門の講師による特別講義を着実に開催する。
- ・ 船内で活用することができる「健康的な食事」に関する広報物を作成し船舶所有者へ提供する。

### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
①v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援			定性	B	B

### 【自己評価の理由】

- 2024（令和6）年5月に取りまとめた健康づくりに関する意識調査結果によると、船員の健康づくりに実際に取り組んでいる船舶所有者は約4割となっており半数以上の船舶所有者は健康づくりに未着手の状態となっている。また、健康づくりに取り組んでいない理由として約8割の船舶所有者が「健康管理を個人に任せているから」と回答しており、約4年前に行った同調査とほぼ変化がない状況となっている。「船員の健康づくり宣言」へのエントリー船舶所有者数の増加や健康確保に関する船員法施行規則等の整備等、この4年間の間に船舶所有者を取り巻く環境は変化してきているところであるが、**長年、「健康は個人が管理するもの」として考えられてきた海運・漁業業界における意識を変化させることは容易ではない中、健康度カルテの提供や出前健康講座、船員養成校における特別講義、健康的な食事に関する広報等を通じて船舶所有者等の健康意識向上に努めた。**

### <健康度カルテ>

- 船員保険部が保有する健診結果データ等を船舶所有者単位で集計することで、健診受診率や生活習慣病リスクだけでなく、加入者の日常の食生活や運動習慣についても数値やグラフ、レーダーチャートなどで経年的に示す等、**船舶所有者単位の健康状態を見える化した「健康度カルテ」**を対象となる船舶所有者へ送付した。なお、健康度カルテは**小規模の船舶所有者にも提供できるよう、個人情報に配慮した「健康度カルテ（簡易版）」**も作成しており、通常健康度カルテと合わせて1,661の船舶所有者へ提供した。

#### <出前健康講座>

- 船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施した。
- 講座のテーマは船舶所有者や参加される船員の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等としているが、2024年度は新たに、たばこの害に関する講座と歯の健康に関する講座を設けた。
- 2024年度においては、年間39回（前年度比9回増）実施した。これは本取組を開始した2011（平成23）年度以降で最も多い実施回数となった。実施回数の増加につながった要因として、「船員の健康づくり宣言」の浸透により健康づくりに取り組む船舶所有者数の増加、船員災害防止協会や各地方運輸局等の関係団体との連携強化、また歯周病等の重症化率の高さや喫煙率の高さといった船員の健康課題に着目した講座の新規追加が、船舶所有者のニーズにマッチしたこと等が考えられる。
- 受講後のアンケート結果では、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が関係団体向け講座で約92%、船舶所有者向け講座で約96%と高い満足度を得ることができた。また、講座内容に関して「（メンタルヘルス講座について）社内におけるメンタルヘルスの指導に活用したい」、「（生活習慣病予防講座について）コンビニ食材等、身近な例を使って説明頂けたので非常に分かりやすかった」など、社内や実生活での活用に向きなお声を多く頂戴した。

#### <船員養成校における特別講義>

- 海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルス対策に関する特別講義を実施した。船内におけるコミュニケーションの取り方及びストレス発散の方法等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、船上生活から感じたストレスとその対処法を共有し発表するワークを取り入れる内容とした。また、船員保険制度や船員保険部が取り組む「船員の健康づくり宣言」についても講義のなかで解説する構成とした。
- 受講後のアンケート結果では、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約97%と高い満足度を得ることができた。「将来船員として働くようになる際に、メンタルヘルスやストレスのケアの仕方はとても大切だと思った。」や「実際に乗船した場合に心や体がきつくなった時の対処法を知れたので良かった。」等、船員の働き方を見据えて今後役立てていきたいという趣旨のお声を多く頂戴した。

#### <健康的な食事に関する広報>

- 船員は陸上勤務者に比べて腹囲リスク保有者や血圧リスク保有者が多い傾向にある。これらの生活習慣病リスク保有者の減少を図るため、季節ごとの旬の食材を使い、エネルギーや

脂質、塩分を控え、健康に配慮しながらも、食べ応えや食事の満足感が得られるよう、また、船内でも手軽に作れて再現しやすくアレンジのヒントも掲載した 16 レシピをホームページで公開した。

○ 以上のように、

- ・健康度カルテにより船舶所有者の健康意識醸成に寄与する取組を行ったこと
- ・出前健康講座について、関係団体との連携強化や船員の健康課題に合わせて新規追加した講座がニーズにマッチしたこと等により取組を開始した 2011 年度以降で最も多くの講座を実施でき、かつ満足度も高かったこと
- ・船員養成校における特別講義を実施し高い満足度を得たこと
- ・船内で活用することができる「健康的な食事」に関する広報物を通じて、船員のより良い食習慣に寄与する取組を行ったこと

を鑑み、自己評価は「B」とする。

## 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P57～P64）

### i) 健康度カルテの作成・配布

船舶所有者が船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成し船舶所有者へ提供しています。健康度カルテは、船員保険部が保有する健診結果データやレセプトデータ等を下記判定項目に沿って船舶所有者単位で集計することで、健診受診率や生活習慣病リスクだけでなく、医療機関への要受診者の受診状況や日常の食事・運動・喫煙・飲酒・睡眠習慣についても数値やグラフ、レーダーチャート等で経年的に示す等、船舶所有者単位の健康状態を「見える化」した資料です。

また、より多くの船舶所有者に船員の健康状態に関心を持っていただくため、小規模の船舶所有者には、個人情報に配慮した「健康度カルテ（簡易版）」の作成を行い、「健康度カルテ」は524件、「健康度カルテ（簡易版）」は1,137件を船舶所有者へ提供しました。

なお、健康度カルテから読み取れる健康課題と実践すべき行動を総合コメントとして掲載することで、船舶所有者がまず何をすべきかを明確にし行動変容に繋がりがやすくなるよう工夫を行いました。加えて「船員の健康づくり宣言」の案内リーフレットを同封し、船員の健康づくりの推進及び「船員の健康づくり宣言」のエントリーを促しました。

### 【判定項目】

判定項目	目的	掲載内容
①健康診断	健康意識を把握	・健診受診率、船員手帳健康証明書データ提出率の経年変化
②要受診者等の受診状況 ※簡易版では省略	健康危険度や労働損失を把握	・生活習慣病による医療機関受診状況 ・要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
③特定保健指導	生活習慣の改善が必要な方を把握	・特定保健指導対象者の割合 ・特定保健指導利用率の経年変化
④生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、咀嚼、食習慣）
⑤生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）の経年変化

※ 2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを使用しています。

### ii) 出前健康講座の実施

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施しています。

講座のテーマは船舶所有者や参加される船員の要望を踏まえながら、健康づくりに積極

的に取り組んでいただくきっかけとなるよう生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等としていますが、2024（令和6）年度は新たに、たばこの害に関する講座と歯の健康に関する講座を設けました。

2024年度においては、年間39回（前年度比9回増）実施しました。これは本取組を開始した2011（平成23）年度以降で最も多い実施回数となりました。実施回数の増加につながった要因として、「船員の健康づくり宣言」の浸透により健康づくりに取り組む船舶所有者数の増加、船員災害防止協会や各地方運輸局等の関係団体との連携強化、また歯周病等の重症化率の高さや喫煙率の高さといった船員の健康課題に着目した講座の新規追加が、船舶所有者のニーズにマッチしたこと等が考えられます。

なお、2024年度は、関係団体向け（船員災害防止協会等の団体が主催する船員と船舶所有者向けの研修等）に21回、船舶所有者向けに18回実施しました。講座内容別ではメンタルヘルスに関する講座が最も多く、メンタルヘルス対策への関心の高さが伺える結果となっています。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、関係団体向け講座では「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約92%を、船舶所有者向け講座では「とても満足」、「おおむね満足」と回答いただいた方が約96%を占めました。また、講座内容に関して「（メンタルヘルス講座について）社内におけるメンタルヘルスの指導に活用したい」、「（生活習慣病予防講座について）コンビニ食材等、身近な例を使って説明頂けたので非常に分かりやすかった」など、社内や実生活での活用に前向きなお声を多くいただきました。

出前健康講座は船舶所有者及び船員のヘルスリテラシー向上、ひいては健康増進に寄与する有効な取組であると考えています。今後もより多くの方々に受講していただけるよう推進していきます。

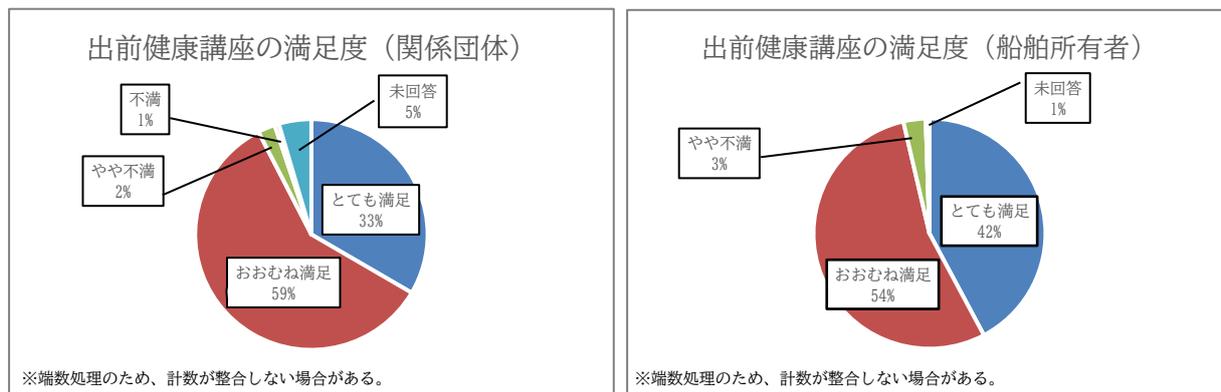
#### 【出前健康講座の実施状況】

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
実施回数	26回	25回	32回	33回	5回	3回	19回	30回	39回
参加人数	1,114人	1,265人	1,271人	1,253人	182人	46人	466人	657人	1,326人

#### 【講座内容別の出前健康講座の実施状況】

講座内容	関係団体	船舶所有者
メンタルヘルス講座	10回	9回
食事に関する講座	4回	0回
生活習慣病予防に関する講座	3回	4回
歯	1回	5回
たばこ	2回	0回
合計	21回	18回

### 【出前健康講座の満足度】



### iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

船員は陸上勤務者よりも高ストレス者が多いという背景から、今後船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルスに関する特別講義を開催しています。

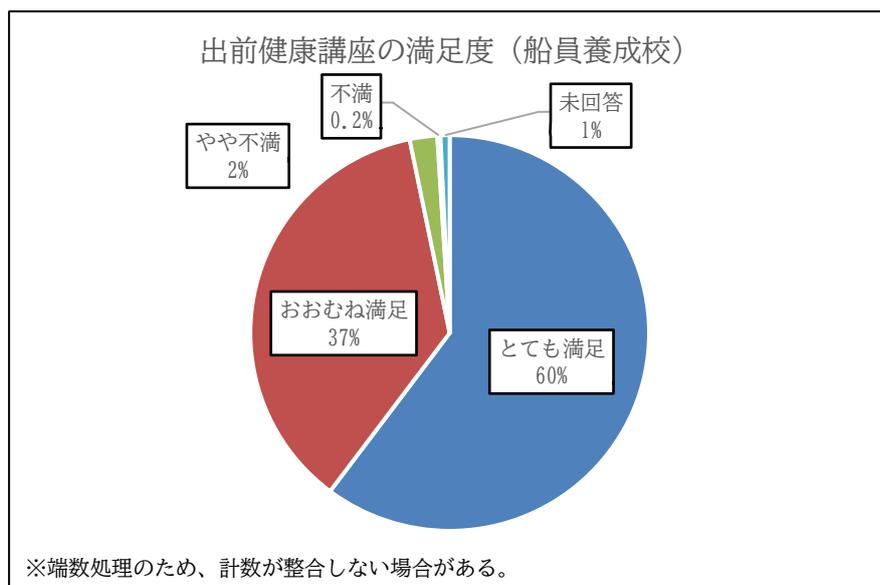
2024年度は、海上技術学校や東海大学海洋学部で計15回実施（うち5回は練習船内で実施）し、805人の学生に受講していただきました。

講義内容は、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえたメンタルヘルスケア、船内におけるコミュニケーションの取り方及びストレス発散の方法等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、実際に経験した船上生活から感じたストレスとその対処法を共有し発表するワークを取り入れる内容としました。また、船員保険制度や船員保険部が取り組む「船員の健康づくり宣言」についても講義のなかで解説する構成としました。

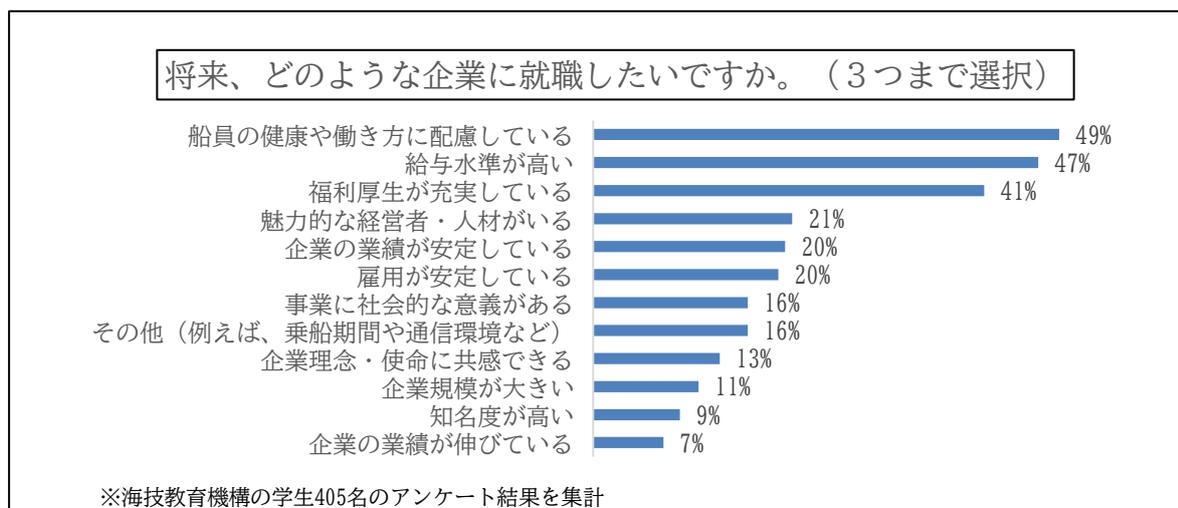
受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約97%を占めました。「将来船員として働くようになる際に、メンタルヘルスやストレスのケアの仕方はとても大切だと思った。」や「実際に乗船した場合に心や体がきつくなった時の対処法を知れたので良かった。」等、船員の働き方を見据えて今後役立てていきたいという趣旨のお声を多くいただきました。また、「将来、どのような企業に就職したいですか」の設問に対して、「船員の健康や働き方に配慮している」との回答が最も多く約49%を占めており、健康づくりへの配慮が求められる結果となりました。

この調査結果を踏まえ、船舶所有者の健康づくりの取組が船員の雇用に繋がることをより一層訴えていくとともに、加入者の健康づくりに役立つ支援の充実に努めていきます。

### 【特別講義の満足度】



### 【特別講義のアンケート結果】



#### iv) 健康的な食事に関する広報物の提供

船員は陸上勤務者に比べて腹囲リスク保有者や血圧リスク保有者が多い傾向にあります。それは船上での特殊な食事環境（交代制勤務による不規則な食事時間、保存性の高い冷凍食品やインスタント食品を摂取することによる栄養バランスの偏り等）が原因の一つであると考えられます。

そのため、これらの生活習慣病リスク保有者の減少を図るため、季節ごとの旬の食材を使い、エネルギーや脂質、塩分を控えた16レシピをホームページで公開し、メールマガジンや船員保険健康アプリを使い加入者に周知しました。

食材の一部を低エネルギーの別の食材に置き換えたりなどすることで、健康に配慮しながらも、食べ応えや食事の満足感が得られるよう工夫しました。また、冷凍野菜や缶詰等を使用し、船内でも手軽に作れて再現しやすく、アレンジのヒントも掲載することで、年間を通じて活用することができるレシピとなっています。

今後はより多くの加入者に周知するために、印刷製本したレシピを全船舶所有者に送付する計画としています。また、技能実習生や外航船の船員にも使っていただけるよう、インドネシア語及び英語への翻訳版を作成します。

## ①vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

### 【事業計画】

- ・ 国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。

### 【重要度：高】

未来投資戦略 2018 において、コラボヘルスを推進する方針が示されており、また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

### 【困難度：高】

令和元年度末に行った加入者アンケートでも船舶所有者は船員の健康管理を個人に任せているため健康づくりに取り組んでいないとの回答が 77.2%を占めており、自社船員の健康づくりについて関心が薄い状況にあるため、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。

### 【KPI 実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数を対前年度 60 社以上とする	60 社	85 社	141.7%

### 【自己評価】

令和 6 年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和 6 年度自己評価	令和 5 年度最終評価
①vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	高	高	定量	S	S

### 【自己評価の理由】

- 協会設立以降初めて理事長が国土交通省海事局長及び水産庁長官を訪問し、船員の健康づくり推進に関する連携強化について対談を実施する等、積極的に連携を図っている。その結果、国土交通大臣が作成する 2025（令和 7）年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が 2024（令和 6）年度に引き続き

明記され、地方運輸局のほか、全国 75 か所に支部等を持つ船員災害防止協会からもその趣旨を踏まえたご協力をいただいている。なお、地方運輸局や船員災害防止協会と調整し、当該機関が全国各地で主催する会議（船員災害防止大会や船員安全衛生講習会等）、12 会場において、「船員の健康づくり宣言」についての説明を行った。2023（令和 5）年度に比べ 5 会場増加しており、年々連携が強化されているものと考えている。

- 関係団体との連携の一環として、日本内航海運組合総連合会主催セミナーの健康確保に係る講演の中で、講師である船員災害防止協会の方に「船員の健康づくり宣言」について説明していただいた。セミナーは全国 4 か所で開催された。
- 船員の健康づくりの重要性や船員保険部の取組内容を広く周知するため、船員保険部、水産庁、極洋水産株式会社の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、水産経済新聞に特集記事が掲載された（2024 年 6 月 25 日）。
- 水産庁が主催する漁船安全操業推進会議の中で、「船員の健康づくり宣言」に関する説明を実施し、漁業協同組合や漁業従事者等の漁業関係者に向けても広く周知を行った（2024 年 10 月）。
- 船員の健康づくりに取り組む意義やメリット等への理解を船舶所有者に深めていただけるよう、船員保険部の職員が、8 都県の船舶所有者 41 社を訪問し「船員の健康づくり宣言」へのエントリー勧奨を行った（2024 年 8～9 月）。訪問勧奨の結果、26 の船舶所有者にエン  
トリーいただいた。
- 健診結果データやレセプトデータ等を船舶所有者単位で集計し、健康状態が見える化した資料「健康度カルテ」を 1,661 の船舶所有者へ提供する際に、「船員の健康づくり宣言」に未  
エントリーの船舶所有者に対してはご案内リーフレット及びエントリーシートを同封した  
上で、電話によるエントリー勧奨を実施した（2024 年 10～11 月）。電話勧奨は 1,312 社に対  
して実施し、うち 19 社にエントリーいただいた。
- 「船員の健康づくり宣言」の紹介動画を新たに作成し、船員保険部の公式 YouTube チャン  
ネルで公開（2025 年 2 月）するとともに、船員保険健康アプリやメルマガ、各種広報媒体へ  
動画の二次元コードを掲載し周知広報を行った。
- 「船員の健康づくり宣言」にエントリーし、優れた健康づくりの取組を実施している船舶  
所有者 5 社を対象にインタビューを行い、各社の取組を事例として紹介した「健康づくり好  
事例集」を作成し、エントリー船舶所有者へ提供した（2025 年 3 月）。なお、2024 年 3 月に  
作成した際、漁船の船舶所有者から「漁船と汽船では船内環境が異なるため漁船の事例も掲  
載してほしい」というご意見を頂戴したこと、2024 年度は漁船のエントリーが倍増（2023 年

度：22、2024年度：46)したことを踏まえて、今回は漁船（1社）の船舶所有者にもご協力いただき好事例集を作成した。

- 船員保険被保険者は他の健康保険の平均と比べてう蝕（虫歯）の重症化率が高い、歯周疾患の重症化率が高い等の特徴が 2023 年度に実施した歯科分析により明らかとなったことを踏まえ、「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーした船舶所有者への支援メニューとして「船員デンタルケアキット」の提供を 2024 年 6 月に開始した。船員デンタルケアキットは口腔の状態をチェックできる鏡や咀嚼力を測ることができるガム、普段のケアに使用できる歯間ブラシやデンタルフロスのほか、いくつかの質問に回答すると口腔の健康状態を判定し状態に応じて歯科への受診勧奨を実施するスマートフォン用アプリをセットにしたもので、船舶所有者からのニーズにもマッチし、これがきっかけでアクティブコースにエントリーした船舶所有者が 10 社を超えたほか、アクティブコースの 65%となる 57 社から利用申込があった。
  
- 船員養成校の学生 405 名に対して、「将来、どのような企業に就職したいですか」という質問のアンケートを実施し、その結果、2 人に 1 人は「船員の健康や働き方に配慮している」と用意した設問のなかで最も多い回答数となった。この結果を踏まえ、有効求人倍率が 4 倍超と、船員不足が叫ばれているなかで、船員確保のためには健康や働き方に配慮した会社運営も大事であることを船舶所有者に訴えかけ、エントリー数の拡大を図った。なお、当該学生に対しては、「船員の健康づくり宣言」の仕組み及びエントリー済みの船舶所有者を紹介することで、既存のエントリー船舶所有者のメリットとなるよう工夫した。
  
- 「船員の健康づくり宣言」では、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」の認定に向けたフォローアップを積極的に行っているが、その効果もあって、2025 年 3 月に「健康経営優良法人 2025」として船員保険加入の船舶所有者が 30 社以上認定を受けており、その数は年々増加している。
  
- 以上のように、国土交通省海事局や水産庁、船員災害防止協会といった船員の健康づくりを推進する上では欠かせない関係者との連携強化を図り、また、船員保険部の職員による船舶所有者訪問や船員災害防止大会における説明の実施、さらには電話勧奨や鼎談記事の掲載、紹介動画の YouTube への掲載による周知広報、船員デンタルケアキットを新たに追加して支援メニューを拡充した結果、「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者は前年度末に比べて 85 社増の 330 社（船舶所有者全数の 5.8%、被保険者カバー率 23.6%相当）となり、K P I を大幅に上回った。加えて、好事例集への漁船の掲載、健康経営優良法人認定件数の増加等、健康づくり支援の拡充に積極的に取り組んだという点も踏まえると、量的及び質的にも顕著な成果が得られていることから、自己評価は「S」とする。

## 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P65～P72）

### i) 船員の健康づくり宣言

船員の健康づくりに関しては、船舶所有者が船員の健康課題を適切に把握し、その課題解消に向けた健康づくりを行うことが重要になります。こうした船舶所有者による健康づくりの取組について船員保険部が支援する「船員の健康づくり宣言」事業を、2020（令和2）年9月から実施しています。

協会では、2024（令和6）年は引き続き「船員の健康づくり宣言」事業を健康づくりの軸として、関係省庁と連携しつつ、船員の健康確保に向けて各種施策を推進するため、下記の取組を行い、積極的にエントリーの拡大を図りました。

- ・協会設立以降初めて理事長が国土交通省海事局長及び水産庁長官を訪問し、船員の健康づくり推進に関する連携強化について対談を実施
- ・日本内航海運組合総連合会が主催するセミナーで、船員災害防止協会より「船員の健康づくり宣言」を紹介
- ・地方運輸局や船員災害防止協会が主催する船員災害防止大会等のイベントで、「船員の健康づくり宣言」の取組を紹介
- ・東海大学教授からのご依頼により、日本航海学会第150回講演会において「船員の健康づくり宣言」、船員保険健康アプリや無線医療助言事業等について講演を実施
- ・船員デンタルケアキットを新たな「船員の健康づくり宣言」の支援メニューとして追加
- ・「船員の健康づくり宣言」の紹介動画を船員保険部の公式YouTubeチャンネルで公開

他にも、全国各地の船舶所有者への訪問、「船員の健康づくり宣言」リーフレットの作成及び配布、船舶所有者への電話勧奨を実施するなど様々な周知広報を実施した結果、エントリー船舶所有者数は2024年3月末時点の245社から、2025（令和7）年3月末時点では330社（船舶所有者全数の5.8%、被保険者カバー率23.6%相当）と対前年度比85社増となり、KPI（参加船舶所有者数対前年度比60社以上増）を大幅に上回ることができました。

なお、2016（平成28）年11月に運用が始まった経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」については、2025年3月に「健康経営優良法人2025」として、船員保険加入の船舶所有者が30社以上認定を受けており、その数は年々増加しています。なお、船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」において、認定取得に向けたフォローアップを積極的に行っています。健康づくりは、取組を行うだけでなく、振り返りと今後に向けた改善を継続的に行うことが重要だと考えています。ご参加いただいている船舶所有者に対してはフォローアップ面談等を通じた継続的な支援は勿論のこと、船舶所有者のニーズに応じた新たな支援メニューの充実化を図っていきます。

また、船舶所有者が健康づくりの取組を自主的に振り返ることができるツールや、船員のヘルスリテラシー向上に寄与する出前健康講座及び健康サポートBOOKの提供を受けることができる等、本取組のメリットが伝わるよう周知広報を強化し、経済産業省、国土交通省、水産庁等の関係機関のご協力も得ながら、より多くの船舶所有者に参加いただけるよう引き続き検討を進めていきます。

## ii) 関係団体と連携した「船員の健康づくり宣言」の推進

船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」を強力に推進するため、国や関係団体との連携強化を図っていますが、この取組もあり、国土交通大臣が作成する2025年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が2024年度に引き続き明記され、地方運輸局のほか、全国75か所に支部等を持つ船員災害防止協会からもその趣旨を踏まえたご協力をいただいています。このことは、拠点を東京一か所のみで運営している船員保険部にとっては大きな推進力になっています。

また、2024年6月～2025年2月には、日本内航海運組合総連合会主催セミナーの健康確保に係る講演の中で、講師である船員災害防止協会の方に「船員の健康づくり宣言」について説明していただきました。セミナーは全国4か所で開催されました。

7月～9月には、地方運輸局や船員災害防止協会が主催する会議（船員災害防止大会や船員安全衛生講習会等）で、「船員の健康づくり宣言」の紹介を行いました。

9月～10月には協会設立以降初めて理事長が国土交通省海事局長及び水産庁長官を訪問し、船員の健康づくり推進に関する連携強化について対談を行いました。

9月～12月には、船員養成校の学生向け講義の中で就職活動時の参考となるよう、「船員の健康づくり宣言」の事業内容やエントリーしている船舶所有者の紹介を行いました。

10月には、水産庁が主催する漁船安全操業推進会議の中で、「船員の健康づくり宣言」に関する説明を実施し、漁業協同組合や漁業従事者等の漁業関係者に向けても広く周知を行いました。

## iii) 支援メニューの拡充及び健康サポートBOOKの提供

「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者に対し健康づくりの一助となるよう、歯のセルフケアを行うことができるキットとスマートフォン用アプリがセットになった「船員デンタルケアキット」を「船員の健康づくり宣言」のアクティブコース限定の支援メニューに追加し、2024年6月に提供を開始しました。

9月には、船内で簡単にできる運動やメンタルヘルスケア等に関する記事を掲載した健康サポートBOOKを作成し、エントリー船舶所有者へ提供しました。

2025年3月には優れた健康づくりの取組を実施しているエントリー船舶所有者を取材の上、好事例集として取りまとめた記事を掲載した健康サポートBOOKを作成し、エントリー船舶所有者へ提供しました。なお、当該好事例については2023年度にも提供していますが、汽船と漁船では船内環境が違うため漁船の事例も掲載してほしいといったご要望があったため、2024年度版では新たに漁船の事例も掲載し、事例数も3件から5件に増やしました。

今後も支援メニューの拡充や健康サポートBOOKの内容を充実させることでエントリー船舶所有者を支援してまいります。

#### iv) 「船員の健康づくり宣言」に関する鼎談の実施

2023年4月に改正船員法施行規則等が施行され、船員保険部では、船員の健康確保に向け、これまで以上に各関係者との連携を深め、各種取組を推進しています。汽船と比較して漁船の加入者は喫煙率が高い傾向があることや健診結果から漁船従事者の健康度が悪い傾向にあること等から、特に漁船の船舶所有者及び加入者の健康意識をより高めることを目的に、船員保険部、水産庁、極洋水産株式会社の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、2024年6月25日付の水産経済新聞で特集していただきました。

鼎談では、水産庁から漁業における労働環境の状況、働き方改革等についてお話しいただき、船員保険部から船員養成校の学生に行ったアンケート結果を取り上げ、就職先に求めることとして「船員の健康や働き方に配慮している」ことが重要視されていることをお伝えしました。

また、船員保険部から漁船船員の健康面の課題として、喫煙率が50%を超えていることや歯科受診時の重症化率が高いことを挙げた上で、「船員の健康づくり宣言」の支援メニューとして出前健康講座やオンライン禁煙プログラム、船員デンタルケアキットの提供を紹介しました。それに対して極洋水産株式会社からは禁煙に向けた取組み事例をお話しいただくとともに、歯の健康の取組に高い関心を寄せていただきました。

#### v) 船舶所有者訪問及び電話等によるエントリー勧奨強化

船員の健康づくりに取り組む意義やメリット等への理解を船舶所有者に深めていただけるよう、船舶所有者を訪問し「船員の健康づくり宣言」へのエントリー勧奨を行いました。船員保険部の職員が、2024年8～9月に8都道府県の船舶所有者41社を訪問し、26の船舶所有者にエントリーいただくことができました。船舶所有者の担当者と直接お話しさせていただくことで、船員不足の実態や船員保険部の取組へのご意見を頂戴する等、エントリー以外にも様々な収穫があったと考えています。

また、2024年10～11月には、「健康度カルテ」を送付した船舶所有者のうち1,312社に電話勧奨を行い、19社にエントリーいただくことができました。

2025年2月には「船員の健康づくり宣言」の紹介動画を船員保険部の公式YouTubeチャンネルで公開しました。広報物に動画の二次元コードの掲載や、関係団体のセミナーで動画を流してもらう等、動画を活用し、「船員の健康づくり宣言」へのエントリー勧奨をさらに強化したいと考えています。

## ②ジェネリック医薬品の使用促進

### 【事業計画】

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。
- ・ バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、国の方針（※）を踏まえ、船員保険における実態等を調査し、取組方法等を検討する。

（※）「2029年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」

### 【重要度：高】

医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標にすることが望ましい」とされており、この目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である「2029年度末までに、バイオシミラーに80%置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。

### 【困難度：高】

一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

### 【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
ジェネリック医薬品使用割合（※）を85.0%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	85.0%	90.6%	106.6%

### 【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
②ジェネリック医薬品の使用促進	高	高	定量	A	A

【自己評価の理由】

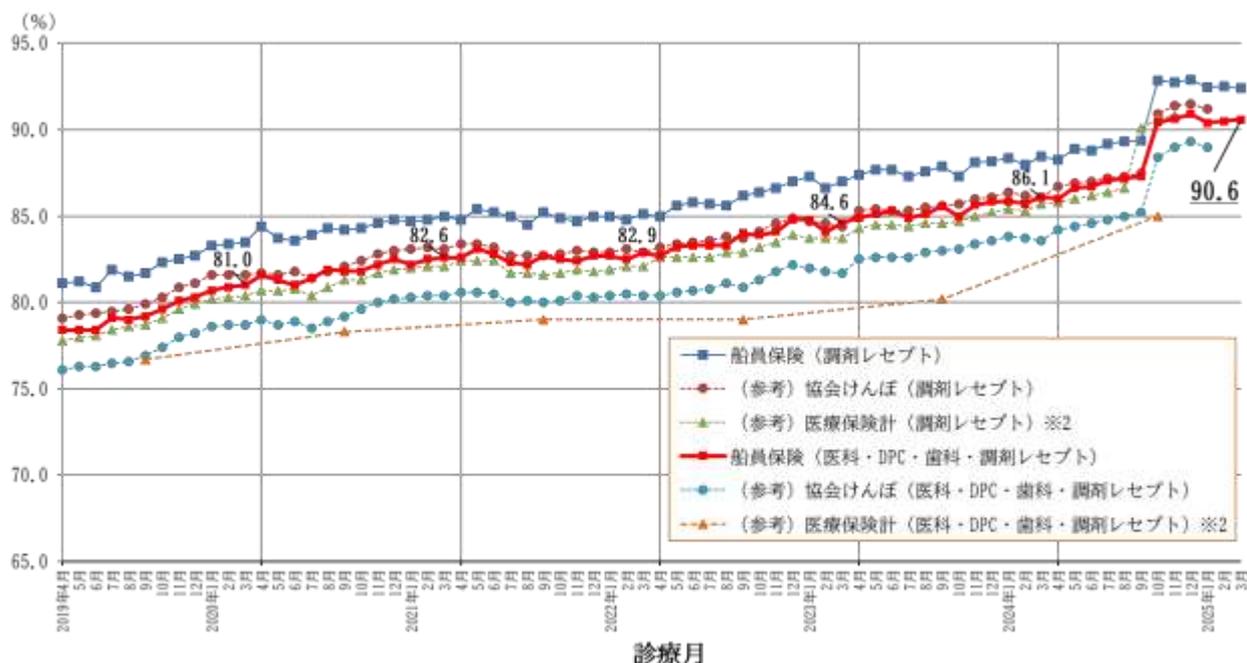
- 加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付、ホームページ を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施した。
  
- ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットでは、2024（令和6）年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み（長期収載品の選定療養）について掲載を行い、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金が発生することについて周知し、ジェネリック医薬品を利用することによる軽減効果について広報を実施した。
  
- バイオシミラーは、医療費適正化の観点に加え、先行バイオ医薬品とともに、医薬品分野の中でも成長領域として期待されている分野であり、バイオ産業育成の観点からも使用を促進する必要があることから、船員保険加入者のバイオシミラーの使用状況等を分析したところ、2023（令和5）年度診療分のレセプト情報において、バイオシミラー置換率が80%以上の成分数は、全体の成分数の23.5%（4成分/17成分）であることがわかった。また、多くの成分で患者数が数十人かつ数量も数百と大変少数であることも明らかになった。
  
- 第四期医療費適正化基本方針や後発医薬品に係る新目標（2029年度）において、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする主目標が設定された。また、副次目標として「2029年度末までに、バイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上」、「後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上」が新たに設定されている。これを踏まえ、引き続き、ジェネリック医薬品の数量ベースの使用割合を維持しつつ、バイオシミラーとジェネリック医薬品金額ベースの使用割合向上に取り組む。
  
- 以上により、KPI 達成状況及び困難度を鑑みて、自己評価は「A」とする。

## 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P72～P74）

加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付を行ったほか、ホームページを活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しています。

2024（令和6）年度は、これらの取組に加え、2024年10月の制度改正（長期収載品の選定療養）の影響もあり、2025（令和7）年3月診療分のジェネリック医薬品の使用割合が90.6%となり、KPI（ジェネリック医薬品使用割合85.0%以上）を達成しました。

## 【ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）】



※1. [(後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量))] で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

※2. 「医療保険計（調剤レセプト）」は厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向」、「医療保険計（医科・DPC・歯科・調剤レセプト）」は厚生労働省「医薬品価格調査」による。

※3. 後発医薬品の収載月においては、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

## i) ジェネリック医薬品軽減額広報の実施

服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な自己負担額をお知らせする取組（以下、「ジェネリック医薬品軽減額通知」という。）を2009（平成21）年度より実施していましたが、ジェネリック医薬品が広く普及し、以前ほどジェネリック医薬品軽減額通知が加入者の切替行動に影響を与えているとは言えない状況を踏まえ、2022（令和4）年度よりジェネリック医薬品軽減額通知の発送に代えて、医療費のお知らせの発送時にジェネリック医薬品の広報用リーフレットを同封しています。2024年度のリーフレットでは、2024年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み（長期収載品の選定療養）について掲載を行い、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金が発生することについて周知し、ジェネリック医薬品を利用することによる軽減効果について広報を実施しました。

## ii) バイオシミラーの使用促進に向けた取組方法等の検討

バイオ医薬品は、生物由来のタンパク質を利用して製造される医薬品であり、遺伝子組換え技術や細胞培養等の最先端技術を用いて製造されるため、化学合成によって製造される医薬品と比べて薬価が高額であるものが多いです。近年、がんや難病の領域を中心に、それまで化学合成品を中心とした薬物療法等において有効な治療法がなかった疾患に対して、革新的な治療効果をもたらすようになり、医療現場で広く使用されるようになってきました。バイオシミラーとは、バイオ医薬品の特許が切れた後に製造され、先行バイオ医薬品の5～7割程度の薬価でありながら同等・同質の品質、安全性、有効性を有することが認められた医薬品です。

バイオシミラーは、医療費適正化の観点に加え、先行バイオ医薬品とともに、医薬品分野の中でも成長領域として期待されている分野であり、バイオ産業育成の観点からも使用を促進する必要があることから、後発医薬品に係る主目標の副次目標として「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にする」という目標が国の方針として示されています。

船員保険加入者のバイオシミラーの使用状況等を分析したところ、2023（令和5）年度診療分のレセプト情報において、バイオシミラー置換率が80%以上の成分数は、全体の成分数の23.5%（4成分/17成分）であることがわかりました。また、多くの成分で患者数が数十人かつ数量も数百と大変少数であることも明らかになりました。

引き続き国の方針を踏まえ、船員保険における実態等を調査し、効果的な事業実施に繋げていくことが重要となりますが、まずは、バイオシミラーの認知度が低いことから、加入者に対して、バイオシミラーの認知度向上を目的とした周知広報を行っていくことが必要と考えています。

## 【バイオシミラー使用状況】

バイオシミラー置換率が80%以上の成分数は、全体の成分数の23.5%（4成分/17成分）：2023年度診療分

	バイオシミラー	先行品販売名	バイオシミラー置換率（%）	数量	
				バイオシミラー（数量）	先行品（数量）
1	ソマトロピンBS（先天性の低身長症の治療）	ジェノトロピンTC注	15.2	71	395
2	エポエチンアルファBS注（透析施行中の腎性貧血の改善）	エスポー注射液	100	28	0
3	フィルグラスチムBS注（がん化学療法による好中球減少症）	グラン注射液	97.7	897	21
4	インフリキシマブBS点滴静注（関節リウマチの治療）	レミケード点滴静注用	24.3	82	256
5	インスリングルルギンBS注（糖尿病の治療）	ランタス注	77.8	25,859	737
6	リツキシマブBS点滴静注（B細胞性非ホジキンリンパ腫の治療）	リツキサン点滴静注	71.3	189	76
7	エタネルセプトBS皮下注（関節リウマチの治療）	エンブレル皮下注	48.1	519	560
8	トラスツマブBS点滴静注（胃がんの治療）	ハーセプチン注射用	86.1	396	64
9	アガルスダーゼベータBS点滴静注用（ファブリー病（先天性代謝異常）の治療）	ファブラザイム点滴静注用		対象となる医薬品無	
10	ペバシズマブBS点滴静注（悪性腫瘍の治療）	アバスチン点滴静注用	41.2	344	491
11	ダルベポエチンアルファBS注（貧血の治療）	ネスプ注射液	73.9	250	88
12	テリバラチドBS皮下注（骨粗しょう症の治療）	フォルテオ皮下注	83.8	180	35
13	インスリンリスプロBS注（糖尿病の治療）	ヒューマログ注	28.5	1,878	4,716
14	アダリムマブBS皮下注（関節リウマチの治療）	ヒュミラ皮下注	27.8	295	765
15	インスリンアスパルトBS注（糖尿病の治療）	ノボラピッド注	12.1	603	4,384
16	ラニピスマブBS（眼科用製剤）	ルセンチス硝子体内注射用キット	44.3	27	34
17	ベグフィルグラスチムBS皮下注（がん化学療法による発熱性好中球減少症の発症抑制）	ジーラスタ皮下注	2.3	5	214
18	ウステキヌマブBS皮下注（尋常性乾癬、乾癬性関節炎）	ステラーラ皮下注	-	-	-
19	アフリベルセプトBS（網膜静脈閉塞に伴う黄斑浮腫、糖尿病黄斑浮腫等）	アイリーア硝子体内注射液	-	-	-

※ 括弧内は主な効能（2023年6月29日医療保険部会資料等から引用）

※ 項番18は2024年5月に薬価収載となり、項番19においては集計日時点において薬価収載されていない為、置き換え率は算出していません

### ③情報提供・広報の充実

#### 【事業計画】

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーターを募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。
- ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。

#### 【KPI実績】

KPI	KPI 数値	結果	対計画値
ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ※ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和5年度より変更となったため、令和4年度以前の数値は除外する。	1,075,580 件	1,201,048 件	111.7%

#### 【自己評価】

令和5年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
③情報提供・広報の充実			定量	B	C

#### 【自己評価の理由】

- 船員の健康づくりや船員保険制度の概要、利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口を設置していただいた。

- 日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険制度や実施事業等の様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行った。特に、**2024（令和6）年12月2日の保険証新規発行終了の前後では、保険証の新規発行が終了すること、マイナ保険証及び資格確認書、資格情報のお知らせに関すること、について積極的に周知広報を行った。**
- 船員保険の運営状況や決算状況等を記載したパンフレット「船員保険通信」を作成し、すべての被保険者及び船舶所有者に送付した。また、**マイナ保険証利用率の向上を図るために、「マイナ保険証のはなし」を新たに作成。「マイナ保険証のはなし」には保険証以外での医療機関等の受診方法や Q&A、マイナ保険証の登録方法、資格確認書の説明等、加入者や船舶所有者が知りたい内容を掲載し、船員保険通信に同封し周知広報を行った。**
- 各関係団体の機関誌等に船員保険の取組に関する広報を掲載した。また、健康づくりの分野で連携強化を図っている**水産庁漁政部企画課と調整を行った結果、2024年9月から広報にご協力いただけることとなった。**
- 業界紙（日本海事新聞、水産経済新聞）に「生活習慣病予防健診」、「マイナ保険証」、「保養事業」、「船員の健康づくり宣言」、「無線医療助言事業」、「2025年度保険料率」について広告を掲載した。
- **2024年度より、実施事業のより幅広い周知と事業運営の透明性の向上のため、関係省庁の記者クラブ等へのプレスリリースを開始し、以下のとおり実施した。**
  - ・ 船員保険（健康づくり等）に関する意識調査（5月）
  - ・ 船員デンタルケアキット（6月）
  - ・ 2023（令和5）年度決算（7月）
  - ・ オンライン禁煙プログラム（8月）
  - ・ 健康度カルテ（9月）
  - ・ 資格情報のお知らせ（10月）
  - ・ 2025（令和7）年度保険料率・無線医療助言事業（2月）

その結果、加入者や船舶所有者の読者が多い専門誌「日本海事新聞」、「水産経済新聞」、「みなと新聞」や社会保障関係の専門誌「週刊社会保障」等で取り上げられた。
- ホームページについては、より多くの最新情報を速やかに加入者へお届けするため、コンテンツを充実させるとともに、制度改正や災害対応等の情報を掲載し、特に、2024年12月の保険証廃止を見据えてマイナ保険証利用促進に向けた情報発信を強化した。紙媒体の広報物や封筒等にホームページの二次元コードを表示し、ホームページへ誘導する取組を積極的に展開した。このような取組を実施した結果、**総アクセス件数は 1,201,048 件となり、KPI（ホームページのアクセス総件数 1,075,580 件以上）を達成した。**

- メールマガジンについては、マイナ保険証に関すること、船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報を配信した。また、国土交通省海事局と連携し、「船員の働き方改革にかかる労働時間規制の見直し及び健康確保」や「船員労働安全衛生月間」、「船員安全・労働環境取組大賞（SSS 大賞）」に関する記事を取り上げた。
- 船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担っていただく担当者を、「船員健康づくりサポーター」として委嘱している。船舶所有者へのご案内送付及び電話による登録勧奨、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信などにより周知した結果、登録者数は 2025 年 3 月末時点で 284 名（前年同期比 117 名増）と着実に増加している。
- 船舶所有者の事務担当者に向けた事務説明会をオンライン形式で計 4 回開催した。東京都内に所在地を有する船舶所有者については、日本年金機構新宿年金事務所と合同で開催した。保険証新規発行終了やマイナ保険証等に関連する内容を中心に説明し、延べ 421 名にご参加いただいた。
- 船員保険における 2024 年 11 月時点のマイナ保険証利用率は 18%（国全体の利用率 19.74%）となった。ひとたび航海または漁へ出発すると長期間上陸できないという船員労働の特殊性により、陸上勤務者と比べ制度変更等の浸透に時間を要する等、船員保険の加入者及び船舶所有者に対する周知広報は容易ではない中、マイナ保険証利用促進に向けた情報発信については、広報手段や内容、タイミング等を十分に検討し丁寧かつ重層的に周知広報を行った結果、国全体の利用率よりもやや低い水準に留めることができた。
- 以上のように、
  - ・マイナ保険証について、保険証以外での医療機関等の受診方法や Q&A、マイナ保険証の登録方法、資格確認書の説明等、加入者や船舶所有者が知りたい内容を丁寧かつ重層的に周知広報を行い、円滑に制度移行できたこと
  - ・新たに各関係団体の機関誌やプレスリリース等を活用した広報を行い、より広く情報提供を行えたこと
  - ・ホームページのアクセス数、健康づくりサポーター数について、前年度を上回る結果が残せたことを鑑み、自己評価は「B」とする。

## 【事業計画の達成状況】（事業報告書 P75～P82）

### i) 「船員保険のご案内」の作成・配付

新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員の健康づくりや船員保険制度の概要及び利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ都道府県支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。

### ii) 保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者へ毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険制度や実施事業等の様々な情報を掲載したチラシ「船員保険丸」を同封し、事業実施時期に即した情報提供を行いました。

## 【2024 年度実績】

発送月	内容
4 月	傷病手当金、船員の健康づくり宣言、疾病任意継続保険のご案内
5 月	無線医療助言事業、電話健康相談、電子処方せん、令和 6 年能登半島地震における医療機関での一部負担金免除
6 月	船員健康づくりサポーター、船員手帳健康証明書提供のお願い、保養事業
7 月	ジェネリック医薬品、船員デンタルケアキット、特定保健指導
8 月	生活習慣病予防健診、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル、船員保険健康アプリ
9 月	職務上給付、下船後三月の療養補償
10 月	健康度カルテ、オンライン禁煙プログラム
11 月	保険証の新規発行終了について
12 月	マイナ保険証、資格確認書、被扶養者資格の再確認、船員保険メールマガジン
1 月	船員手帳健康証明書提供のお願い、資格情報のお知らせと加入者情報の配付について、医療費のお知らせ、保養事業
2 月	2025（令和 7）年度保険料率
3 月	2025 年度健診の案内、2025 年度保険料率、マイナ保険証、資格確認書

### iii) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や事業実施状況等を記載したパンフレット「船員保険通信」を毎年度作成しています。2024 年度は 8 月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。同封物として、従来の保険証の新規発行終了後の取扱いについてまとめた「マイナ保険証のはなし」を作成し、保険証以外での医療機関等の受診方法や Q&A、マイナ保険証の登録方法、資格確認書の説明等、加入者や船舶所有者が知りたい内容を掲載しました。

#### iv) 関係団体を通じた広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、船員保険制度や実施事業等について、各団体の機関誌等に掲載していただきました。2024年9月からは、新たに水産庁漁政部企画課にもご協力いただくことになりました。また、洋上の船舶向けに日本海事新聞が配信しているテキストニュースに13件の記事を提供しました。

#### v) 新聞広告

船舶関係者の読者が多い日本海事新聞および水産経済新聞の専門紙2紙に対し、定期的に「生活習慣病予防健診」、「マイナ保険証」、「保養事業」、「船員の健康づくり宣言」、「無線医療助言事業」について広告を掲載したほか、2025年2月には「2025年度保険料率」について広告を掲載しました。

#### 【新聞広告】

#### vi) プレスリリース

2024年度より、実施事業のより幅広い周知と事業運営の透明性の向上のため、関係省庁の記者クラブ等へのプレスリリースを開始しました。

その結果、加入者や船舶所有者の読者が多い専門紙「日本海事新聞」、「水産経済新聞」、「みなと新聞」や社会保障関係の専門誌「週刊社会保障」等で取り上げられました。

#### 【プレスリリース内容】

リリース月	内容
5月	船員保険（健康づくり等）に関する意識調査（アンケート）
6月	船員デンタルケアキット
7月	2023年度決算
8月	オンライン禁煙プログラム
9月	健康度カルテ
10月	資格情報のお知らせ
2月	2025年度保険料率、無線医療助言事業

#### vii) ホームページやメールマガジンでの広報

ホームページについては、最新情報を速やかに加入者や船舶所有者へ周知するため、制度改正や実施事業、災害対応等の情報を随時掲載しました。他にも、プレスリリースと連動したページの展開や従来の保険証の新規発行終了に関連した丁寧な広報を行い、加入者や船舶所有者のニーズに合った情報を効果的に掲載するよう努めました。

このような取組により、2024年度のホームページの総アクセス件数は1,201,048件と、KPI（ホームページのアクセス総件数1,075,580件以上）を達成しました。

アクセスしたページ別の内訳をみると、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「こんな時に船保」が全体の約46%を占め、その次に「よくある質問」が全体の約13%を占めました。

引き続きコンテンツの整理や充実により、より一層加入者や船舶所有者が利用しやすいホームページとなるよう改善していきます。

メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者や船舶所有者を中心とした登録者に、船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報を配信しました。また、国土交通省海事局と連携し、「船員の働き方改革にかかる労働時間規制の見直し及び健康確保」や「船員労働安全衛生月間」、「船員安全・労働環境取組大賞（SSS大賞）」に関する記事を取り上げました。更に、臨時号として、2月には、毎年重点的に広報している「2025年度の保険料率」に関するお知らせ、3月には、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）でも掲げている「船員の健康的な食事」について配信しました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、関係団体へのメールマガジン登録の広報資材の提供や、各種広報媒体における配信登録フォームの掲載等を行いました。また、船舶所有者への訪問による「船員の健康づくり宣言」のエントリー勸奨に合わせて、メールマガジンの登録勸奨を行いました。その結果、2025年3月末現在の配信数は1,303人となりました。

### viii) 船員健康づくりサポーターの活用

船員の健康確保に向けて、2023（令和5）年4月に改正船員法施行規則等が施行されたことに伴い船舶所有者における自社船員の健康管理への関心が高くなっていることを背景に、船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担っていただく、「船員健康づくりサポーター」を2023年10月に創設しました。「船員健康づくりサポーター」は船舶所有者及び船員保険部と協働して、「船員の健康づくり宣言」を実践するほか「シンプル」「スタンダード」「アクティブ」の3つのコースに応じて健康づくり以外にも、船員保険全般にかかる広報等にご協力いただいています。

2024年12月には、船員の健康づくり宣言にエントリー済みで、船員健康づくりサポーターが未登録の船舶所有者84社に対して登録勧奨を行いました。また、納入告知書同封チラシやホームページへの掲載、メールマガジンの配信などにより周知した結果、「船員健康づくりサポーター」登録者数は2025年3月末時点で284名となっています。

### ix) 事務説明会の開催

船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、Zoomを使用したオンライン形式により船舶所有者の事務担当者に向けた事務説明会を計4回開催しました。

東京都内に所在地を有する船舶所有者及び東京都以外に所在地を有しかつ被保険者数が30名以上である船舶所有者宛に開催案内状をお送りし、参加勧奨を行った結果、延べ421人の方に参加していただきました。

開催テーマを、保険証の新規発行終了に伴う新たな医療機関受診方法を中心とし、円滑な制度移行を図りました。

また、東京都内に所在地を有する船舶所有者（新宿年金事務所管轄）に関し、上期は日本年金機構新宿年金事務所と合同で開催し、新宿年金事務所からは「子育て支援のための制度」をテーマに説明しました。

#### 【事務説明会の開催状況】

	開催月	テーマ	参加人数
1回目	2024年8月22日 (年金機構と合同開催)	船員保険・厚生年金保険 子育て支援のための制度/令和6年12月2日保険証新規発行終了について/船員の健康づくり宣言事業	83人
2回目	2024年8月29日	令和6年12月2日保険証新規発行終了について/船員の健康づくり宣言事業	177人
3回目	2025年3月27日 午前の部（東京都以外）	医療機関等への新しい受診方法について	95人
4回目	2025年3月27日 午後の部（東京都）	医療機関等への新しい受診方法について	66人

## ④調査・研究の推進

### 【事業計画】

- ・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことや令和5年度に実施した船員の歯・口腔の状況を把握するための分析結果を踏まえた取組を試行する。

### 【自己評価】

令和6年度評価項目	重要度	困難度	評価方法	令和6年度自己評価	令和5年度最終評価
④調査・研究の推進			定性	B	B

### 【自己評価の理由】

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針 2022）」において生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）について明記されたこと等を踏まえ、2022（令和4）年度及び2023（令和5）年度に歯科に係る分析を行ったところ、船員保険被保険者は他の健康保険の平均と比べて以下のような特徴があることが明らかにした。
  - ・ 歯科の受診率が低い
  - ・ 咀嚼状態で、噛めない・ほとんど噛めないと回答した者の割合が高い
  - ・ う蝕（虫歯）の重症化率が高い
  - ・ 歯周疾患の重症化率が高いこれらの特徴は、船上での中長期に渡る生活の中では予防という観点で定期的に歯科医へ受診することが困難で、歯の痛みや症状が出現してから受診するという船員特有の受診行動が影響しているものと考えられる。
- 以上の分析結果を踏まえると、まずは被保険者自身が歯・口腔の状況に関心を持ち、普段からセルフケアに取り組んでいただくことができる環境を整備することが必要であることから、2024（令和6）年度は「船員デンタルケアキット」の提供を試行的に実施した。
- 船員デンタルケアキットは、口腔の状態をチェックできる鏡や咀嚼力を測ることができるガム、普段のケアに使用できる歯間ブラシやデンタルフロスのほか、いくつかの質問に回答すると口腔の健康状態を判定し状態に応じて歯科への受診勧奨を実施するスマートフォンアプリをセットにしたもので、「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーした船舶所有者への支援メニューとして提供する形とした。

- 船員デンタルケアキットがきっかけでアクティブコースにエントリーした船舶所有者が10社を超える等、船舶所有者から非常に好評で、2025（令和7）年3月末時点のアクティブコース88社のうち約65%となる57社から利用申込があり、2,009名の被保険者に船員デンタルケアキットをご活用いただけた。
  
- 船員デンタルケアキットの効果検証を実施したところ、利用した被保険者の利用後6ヶ月間の歯科医院受診率は46%となり、未利用者の受診率28%を上回る結果となった。また、利用のあった船舶所有者を対象に実施したアンケート結果においては、「船員の皆様の歯の健康に取り組む必要性を感じることができましたか」の問いに対して約95%が「とても感じた」または「感じた」と回答しており、船員の意識や行動の変化についての設問については、「歯科検診を受診するきっかけとなった船員がいた」が26%、「甘いお菓子飲み物等を控える船員がいた」との回答も5%あり、船員の歯科受診率が低迷し、虫歯及び歯周病が重症化している課題に対して一定の成果があったと考えられる。
  
- なお、上記の結果を踏まえ、2025年度においても引き続き船員デンタルケアキットを提供することで被保険者の歯・口腔の健康保持増進を図っている。
  
- 以上のように、
  - ・ 船員デンタルケアキットがきっかけでアクティブコースにエントリーした船舶所有者が10社を超えたこと
  - ・ アクティブコース88社のうち約65%となる57社から利用申込があり、2,009名の被保険者に船員デンタルケアキットをご活用いただけたこと
  - ・ 利用した被保険者の利用後6ヶ月間の歯科医院受診率は46%となり、未利用者の受診率28%を上回る結果となったこと
  - ・ 利用のあった船舶所有者を対象に実施したアンケート結果においても高評価が得られたこと、また船員の意識、行動変容が見られたことを鑑み、自己評価は「B」とする。

【事業計画の達成状況】（事業報告書 P82～P84）

「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針 2022）」において生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）について明記されたこと等を踏まえ、2022（令和 4）年度及び 2023（令和 5）年度に歯科に係る分析を行ったところ、船員保険被保険者は他の健康保険の平均と比べて以下のような特徴があることが明らかになりました。

- ・ 歯科の受診率が低い
- ・ 咀嚼状態で、噛めない・ほとんど噛めないと回答した者の割合が高い
- ・ う蝕（虫歯）の重症化率が高い
- ・ 歯周疾患の重症化率が高い

これらの特徴は、船上での中長期に渡る生活の中では予防という観点で定期的に歯科医へ受診することが困難で、歯の痛みや症状が出現してから受診するという船員特有の受診行動が影響しているものと考えられます。

以上の分析結果を踏まえると、まずは被保険者自身が歯・口腔の状況に関心を持ち、普段からセルフケアに取り組んでいただくことができる環境を整備することが必要であることから、2024（令和 6）年度は「船員デンタルケアキット」の提供を試行的に開始しました。船員デンタルケアキットは、口腔の状態をチェックできる鏡や咀嚼力を測ることができるガム、普段のケアに使用できる歯間ブラシやデンタルフロスのほか、いくつかの質問に回答すると口腔の健康状態を判定し状態に応じて歯科への受診勧奨を実施するスマートフォン用アプリをセットにしたもので、「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーした船舶所有者への支援メニューとして提供する形としました。

船員デンタルケアキットは 2024 年 6 月から提供を開始しましたが、これがきっかけでアクティブコースにエントリーした船舶所有者が 10 社を超える等、船舶所有者から非常に好評で、2025（令和 7）年 3 月末時点のアクティブコース 88 社のうち約 65%となる 57 社から利用申込があり、2,009 名の被保険者に船員デンタルケアキットをご活用いただきました。

船員デンタルケアキットの効果検証を実施したところ、利用した被保険者の利用後 6 ヶ月間の歯科医院受診率は 46%となり、未利用者の受診率 28%を上回る結果となりました。また、利用のあった船舶所有者を対象に実施したアンケート結果においては、「船員の皆様の歯の健康に取り組む必要性を感じることはできましたか」の問いに対して約 95%が「とても感じた」または「感じた」と回答しており、船員の意識や行動の変化についての設問については、「歯科検診を受診するきっかけとなった船員がいた」が 26%、「甘いお菓子飲み物等を控える船員がいた」との回答も 5%あり、船員の歯科受診率が低迷し、虫歯及び歯周病が重症化している課題に対して一定の成果があったと考えられます。

2025 年度においても引き続き船員デンタルケアキットを提供することで被保険者の歯・口腔の健康保持増進を図ってまいります。

【船員デンタルケアキット】

歯ブラシ、デンタルミラー、咀嚼ガム等が入ったキット

スマートフォン用アプリ



【船舶所有者へのアンケート結果】

■ 船員の皆様の歯の健康に取り組む必要性を感じることができましたか。

回答項目	回答数	割合
とても感じた	5	12%
感じた	34	83%
あまり感じない	2	5%
全く感じない	0	0%

回答数：41

■ 船員の皆様の歯の健康に関する以下の意識や行動に変化がありましたか。（複数回答可）

回答項目	回答数	割合
歯の健康に関する会話をする船員が増えた	5	12%
歯磨き等のセルフケアが習慣化する船員がいた	3	7%
甘いお菓子飲み物等を控える船員がいた	2	5%
歯科検診を受診するきっかけとなった船員がいた	11	26%
船員の意識に変化は無かった	17	40%
その他	8	19%

回答数：42